

令和2年9月1日

令和2年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

令和2年第3回（9月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和2年9月1日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番	松尾 匡	2番	谷崎 整史	3番	道工 晴久
4番	中原 晶	5番	坂原 正勝	9番	竹原 伸晃
10番	和田 勝弘	11番	出口 実	12番	奥野 学

欠席議員 3名

欠 員 0名

傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
副町長	中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長	松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長	古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長	西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長	相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長	松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長	奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長	澤 憲一		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年9月1日から25日（25日）

○会議録署名議員

9番 竹原伸晃 10番 和田勝弘

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 ただいまから令和2年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は9名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

なお、8月25日の議会運営委員会では辻下議員と竹原議員でしたが、本日、辻下議員が欠席ですので、次席の議員になります。

9番竹原伸晃君、10番和田勝弘君、以上、2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月1日から9月25日までの25日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月1日から9月25日までの25日間と決定しました。

これより、本日の会議を開きます。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和2年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会には、何かとご多忙中にも関わりませぬご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスは6月中旬頃から再び若者を中心に感染が拡大し、現在においては高齢の方も含め全国的に感染が拡大している状況にあります。

お亡くなりになられた方お一人お一人のご冥福をお祈りするとともに、感染された皆様に心よ

りお見舞いを申し上げます。

医療現場においては、全国的に患者数が増加したことに加え、一時的に猛暑による熱中症患者も増加していたことから病床が不足することに対する不安の声が増加していると聞き及んでおります。

先日、安倍内閣総理大臣が辞任を表明された記者会見において、政府は冬の到来を見据えた新型コロナウイルス対策として医療体制の強化と検査能力の抜本的な拡充に取り組むとの方針が示されました。

これまでも外出自粛や休業要請など、多くの住民の皆様には様々なご協力を賜りましたが、今後とも影響が長期間続くことを見据え、国民一丸となりこの苦境を乗り越えていく必要があると考えております。

本町としましても、身近にPCR検査が受けられるよう検査体制のさらなる充実について、先日、大阪府町村長会を通じて大阪府へ要望を行ったところであります。

今後につきましても、近い将来起こり得る急激な変化に対し柔軟に対応できるよう、関係機関と連携し引き続き取り組んでまいります。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和2年度岬町一般会計補正予算（第4次）に係る専決処分の承認についてが1件、令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてなど、補正予算についてが5件。岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてなど、条例の制定についてが2件。岬町手数料条例の一部改正についてが1件。令和元年度岬町一般会計決算の認定についてなど決算認定についてが9件。令和元年度岬町健全化判断比率の報告についてなど、報告についてが3件。以上、議案9件、認定9件、報告3件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○奥野 学議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程第3、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議員と議員との間に休憩を取り、空気を入れ替えながら行いますので、皆様のご協力よろしく願います。

また、質問者及び答弁者はマスク着用でお願いします。

竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 先ほど、議長からこの一般質問においてマスク着用というお話をいただきました。議会運営委員会でも前回と同様にと聞いていたのですけれども、本日、確認したところ、換気も十分にされ、また質問者から答弁者までの間隔も四、五メートルあるということから、マスクを外しての質問も良いのではないかと考えております。

発言者に当たっては十分注意していただいて、あまり声を荒げないということを条件に、そういうふうになされてはどうかと考えておりまして、議員の皆さんに諮っていただければと思います。よろしくをお願いします。

○奥野 学議長 竹原議員、答弁者もマスクを外してということですか。

○竹原伸晃議員 実際、前回の議会で声が聞きにくいといった意見もありました。

そういった観点から、録音テープに載せる件もございますし、動画アップの話もありますので、答弁者においても良いのではないかと。

その都度、また消毒等々用意していただいていると思いますので、ご検討をお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○奥野 学議長 今、竹原議員から動議がありまして、今日の一般質問の質問者及び答弁者はマスクをつけなくても良いのではないかとという動議がありましたが、皆さんにお諮りしたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

中原 晶議員。

○中原 晶議員 私は、念のためマスクは着用しておくほうが良いと思います。

例えば、この答弁席と質問席の間に、透明の板が設けられているとか、そういうことがあればマスク無しということも考えられると思いますが、確かに換気は一定なされているのですが、空気が動いている感じが私はあまりしないんですね。

そういうもとの、マスク無しで質問するとなると、特に答弁者は入れ替わり立ち替わり答弁するということになりますから、毎回のようマイクの消毒が必要になるわけですね。

聞こえにくいという問題は確かにありますので、それはマイクに自分の口を近づけるというような格好で対応して、万一に備えるということが私は在り方として望ましいと思います。

○奥野 学議長 今、中原議員からもご意見をいただきましたが、今回、急なことですので、次回から検討するという形でもよろしいですか。

皆さんの賛同でなくても、中原議員からご意見をいただいているので、どうかと私も判断し

たのですけれども、多数決でいきますか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 議場を仕切っていただいている議長の判断を尊重させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○奥野 学議長 ありがとうございます。

では、次の本会議においてどうするかというのをまた改めて検討したいと、今日はこの形で理解させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、谷崎議員の答弁者のみ残っていただいて、ほかの方は退席願います。

○奥野 学議長 初めに、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の許可を得まして、一般質問させていただきたいと思います。

今回の一般質問は、地域Wi-Fiのインフラとしての整備についてと、0歳から2歳の課税世帯の保育料無料化及び岬町事業者支援金の支給状況及び適用要件の緩和についてということでございます。

まず初めに、地域Wi-Fiの整備については、防災、観光、地域、情報提供、教育用途の需用として、総合的に町としてのインフラとしての整備を考えていくべきではないかと考えておりまして質問させていただきます。

平成30年には、令和2年に向けて全国3万か所Wi-Fi整備を目指してと総務省から出ておりまして、また、令和2年2月には防災等に資するWi-Fi環境の整備という総務省の指針が出ております。

無料Wi-Fiの整備、インフラとして公共整備が必要ではないかということで町の検討について各部門等から伺いたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 まず、情報担当の総務部から、現在のWi-Fi、公衆無線LAN環境整備状況と取組みについての基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

現在、町が整備した公衆無線LANのアクセスポイントは、さんぼるた、道の駅みさき、いきいきパークみさきの3か所となっており、いずれも接続先は大阪フリーWi-Fiを利用しております。

いきいきパークみさきは、民間事業者のWi-Fi自動販売機を採用しており、運用費用は町で負担しておりませんが、その他のアクセスポイントでは月額7,500円程度の通信回線利用料が生じております。

I C T情報通信インフラの中でも災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な公衆無線LAN、Wi-Fiへの注目が高まっております。

Wi-Fiは電話回線が輻輳のために利用できない場合でも、インターネットにアクセスしやすく、スマートフォン等のように無線LANの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害時でも効果的に情報を発信できる通信手段であるとともに、平時においては観光関連情報の収集、教育での活用などにも貢献するものであると認識しております。

一方で、Wi-Fiの利用はアクセスポイントから半径数十メートルから最大100メートル程度に限られたエリア内でしか利用できず、基幹回線としてのブロードバンドネットワークの調達や通信回線利用費用の負担、運用に当たっての利用者認証やセキュリティ対策などの構築が必要となっておりま

す。また、主要移動体キャリアはそれぞれWi-Fiスポットを整備しており、基本的に契約回線であれば無料でWi-Fiを利用することが可能となっております。

町内をカバーするようなWi-Fi環境を整備することは費用面を考えると困難であり、総務省では防災等に資するWi-Fi環境の整備として、防災拠点や被災場所として想定される公的拠点への整備を推進しております。

本町におきましても財政への影響を考慮し、公的拠点への整備を検討していく必要があると考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 すみません、概略的なご説明ありがとうございました。

例えば、豊岡市などでは、例えばNTTとかオプテージの通信回線を利用して基地局及び端末局をワイヤ・アンド・ワイヤレス社とかいうところで設置しておるようです。

かつ、当町には防災無線アンテナが66本あって、その幾つかも活用できるのではないかと考えておりますので、そういう観点からも、あるいはまた観光情報案内等の支援、あるいは防災目的からもそういうご意見を伺いたいと思います。

建制順にお願いします。

○奥野 学議長 危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 危機管理担当からは、防災の観点からのWi-Fi環境の整備についてお答えさせていただきます。

まず、議員からの、町内をカバーするWi-Fi環境の整備をするため、防災行政無線の子局にWi-Fiのアクセスポイントを整備してはどうかとのご提案でございますが、現在、本町に

は町内66か所に防災行政無線の屋外拡声子局がございます。

屋外拡声子局を利用してWi-Fiを整備するためには、鋼管柱にWi-Fi設備及び電源装置、また蓄電池を取り付ける必要がございます。

本来、鋼管柱には無線関連機器以外の設備を設置することは想定されておらず、鋼管柱にWi-Fi機器の関係設備を設置する場合には既設鋼管柱が機器の重量に耐え得る強度があるかの調査検証を行う必要がございます。

加えて、屋外拡声子局という性質上、Wi-Fi設備を設置することにより防災行政無線の電波受信に影響を及ぼす場合や、反対にWi-Fi設備に影響を及ぼす場合も考えられ、緊急性の高い無線放送が正確に住民の皆様にも周知されないというようなことがあってはなりません。そのため、整備には細心の注意を払う必要があると考えております。

屋外拡声子局は山間部に設置されているもの、あるいは市街地に整備されているものと様々でございます。

ただ、Wi-Fiは限られたエリア内でのデータ通信となり、また町域全ての市街地に屋外拡声子局は設置されているものではありませんので、Wi-Fi整備を行う上で公共性、公平性の観点からも難しいと考えております。

防災の観点からのWi-Fi整備として、総務省では防災拠点や被災場所として想定される公的拠点への整備を推進しております。

本町におきましても総務省の考え方に基ついたWi-Fiの整備手法について、今後、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、防災拠点となる役場本庁舎、避難所となる学校、保育所、集会所などは所管する部署がそれぞれにあり、これらの施設がWi-Fi環境を整備した場合には、平時で使用しているWi-Fi機能を災害時に使用することについて、担当部署と協議する必要がございます。

また、Wi-Fi整備にはインシヤルコストだけでなく、災害時以外の平時からの回線使用料などのランニングコストが必要となりますので、Wi-Fiを整備する目的や期待する効果、平時における費用対効果の観点からも必要性について十分検討する必要があると考えております。

また、NTT西日本等の通信会社では、大規模災害時において通信状況によってはWi-Fi設備の避難所への設置等の対応をしていただけることがあると聞き及んでおりますので、そのような様々な方法により災害時の通信体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 防災においては、自己完結的に蓄電から1局、1局の安定性が非常時に求められ

と思いますが、私が提案しているのは、防災だけではなく、常時の観光案内、教育、あるいは情報提供ということで、圏外における荷重負担が少ないアンテナだけの通信施設等も含めてのことでしたので、それも併せて検討いただきたいと思います。

その他、観光等、お願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷崎議員の各部門におけるご質問ということで、観光部門についてお答えさせていただきます。

観光部門におきましては、大阪府と連携し、道の駅みさきや深日港観光案内所さんぽるたなど、主要な観光施設にW i - F i スポットを設置し、利用者の利便性や区域内の回遊性の向上に取り組んでいるところでございます。

一方、現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止により、外国人の入国制限や府県をまたぐ移動の自粛など、人と人との接触を可能な限り控えるための規制などにより観光の先行きが不透明な状況にあります。

このような状況ではありますが、観光部局といたしましては、今後も観光施設を整備する際や既存の観光施設でW i - F i 整備が必要となれば、国や大阪府の動向、特に新型コロナウイルス感染拡大防止につながる新たな生活様式にも沿った形でのW i - F i 環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、今後、公共インフラとして設置する方向となれば観光の視点からも整備し活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 観光につきましても、当町の沿岸部、あるいは行楽コースとされておりますところでW i - F i 環境が行き届いていない、または通常の携帯の通信も行き届いていないところもございまして、そういう観点からも検討を進めていただきたいと思います。

次、お願いいたします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 私からは、小中学校における通信環境の整備状況についてご説明させていただきます。

現在、本町におきましては、文部科学省が推進する児童生徒1人1台端末を整備するG I G A スクール構想の実現に向けて取り組んでいるところであります。

児童生徒1人1台端末の整備に当たっては、高速大容量の通信ネットワークの整備が前提とな

っており、現在、小中学校においてネットワークの整備工事が進められているところであります。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業等の緊急時における家庭でのオンライン学習に備えてWi-Fi環境の整っていないご家庭に対し貸与するためのモバイルルーターを整備するための予算をこの9月議会におきまして上程させていただいているところであります。

GIGAスクール構想における高速大容量の通信ネットワークの整備は、小中学校の構内LANを整備するものでありますが、体育館につきましては災害時には避難所として開設されるため、開設された場合には、避難された方がインターネットに接続できるよう公衆無線LANのアクセスポイントを無料開放できる仕様となっております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 地域Wi-Fiについての質問に至ったのは、この総務省の案もあるのですが、教育において自宅待機の場合にアクセスポイント、端末を各自に配付するということがありましたので、総務省から総務に連絡が来て、各部局で横の連携できちんとそういう環境整備について考えられているのかと、教育は教育、観光は観光、危機管理は危機管理だけで独自に検討された結果が今の姿であるのかなと思っております。

今後、インフラとして、やはり道路、水道等々と同じように、Wi-Fi、通信環境も重要な公共インフラと考えておきまして、各部局との調整及び今後の在り方について町長はどのようにお考えでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員の質問にお答えさせていただきます。

地域Wi-Fiの整備については、先ほど総務部長ないし危機管理のほうから説明したとおりでございまして、いろいろと問題点もあるようですけども、Wi-Fi環境整備については谷崎議員のほうから総合的に公共防災、観光、地域の情報提供または教育の用途などということのご質問でありますけども、その中で、岬町を訪れた方への情報提供の場として、また災害時の通信手段の確保としても絶対これは重要なものであると認識をいたしております。

先ほど、答弁の中にもありましたように、整備に当たっては初期費用だけでなく、それに伴う運用費用もかかってくることから、かなり財政の負担も考慮しなければならないなど、このように思っております。

今後は、この問題を深く受け止めて調査、検討してまいりたいと、このように思っております。それから、先ほど各部ごとに連携が取れてないんじゃないかというご質問もございました。

これは、毎月1回部長会議を開いておりますので、その部長会議の中でそういった情報交換、

また、いろんな連携を取りながら、現在、やっておりますので、さらにそういった横の連絡を強化して密に連携をとっていききたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 各部門、十分連携を取っていただきたいと思います。

先ほど、総務部長から1局7, 500円のコストということで、30局増やしたら月々21万円、年間250万円。これが非常に大きな、初期投資じゃなく、ランニングで年間二百数十万円、30局作るとかかるということで、これらを大きな金額ととらえるかどうかご検討いただきたいと思います。

下水道ではもっと莫大な金がかかっております。地域住民のためのインフラ整備ということでは情報も非常に大事なものかと思えます。

総務部長から、ランニングコストという言葉が出て非常に驚いて嬉しいと思っております。

かつて勤めたところでは、大阪の大都市の市の方は、予算が付いたら、物作ったら仕事は終わりだろうという感覚でしたので、ランニングコストという言葉が官吏、役人の方から出たということでありがたいと思っております。

次に、昨年から私、他の方から伺っていますが、0歳から2歳の第1子の課税世帯にかかる保育料についての無料化。

昨年10月、国の方針もありまして3歳児の50%負担、国の負担。岬町も負担をさせていただいていると思えます。

これについて、0歳から2歳を無償にすると、年間800万円、900万円かかると聞いておりますが、3歳児に対する負担と今後の0歳、2歳に対する町の支援について伺いたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員、先ほどお話しされてましたように、国の幼児教育、保育の無償化につきましては昨年10月より幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯を対象に利用者負担額が無償になったところでございます。

ただ、従来から国の制度では多子世帯、子どもの多い世帯の経済的負担を軽減するため、第2子の利用者負担額を半額としていたところ、本町では平成30年度より先行して第2子以降無償化に取り組んできたところでございます。

先ほど議員おっしゃられましたように、0歳から2歳の第1子の保育料収入は令和元年度決算見込みで908万1,070円となっております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 3歳に対する補助額はどうなっているのでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 議員ご質問の3歳児に対する補助額に限らず、第2子無償化にかかる経費につきましては、令和元年度決算見込みで618万620円となっております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 0歳から2歳の第1子について、この間、みさき子どもとおとなも輝くプランの75ページにある表では、やはり受入れキャパシティとして0歳から2歳は70名と、将来的にもそういう数字を聞いております。

かつ、見込みでは五十数名が毎年入ってくるだろうという数字が載せられております。

キャパシティ的、予算的にも問題があるのか、あるいは保育士の登録数の確認等はどのように行われているのか、そのあたりもお聞かせ願いたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

各保育所におけます利用者の定員数でございますけれども、今、待機児童がない状況で定員数は今後の利用者の量の見込みに対しても今のところ定数内で受入れをさせていただいている状況です。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 今後の動向、若い人を呼び込むとか、そういう検討もされている中、今後、受入れをどう増やしていくとか、あるいは3歳児の半額補填で年額618万円ですか。0歳から2歳で年額約1,000万円、908万円と聞いていますが、今後、0歳から2歳の課税世帯に対する町の対応、どのように考えておられるのか、田代町長に伺いたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

0歳から2歳までの件については担当部長から説明があったとおりで、今後、この問題について、課税世帯をどうするのかということをおっしゃってるのだろうと思いますけれども、今のところ非課税世帯のみがそういった無償化ということになってますので、課税の方を対象に、無償化にするということについては十分検討は要るのかなと。

財政面の問題もありますので、そういったことも十分担当とも、また財政当局とも調整をして検討してまいりたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 一時投資で何億円も使うというのも方法ですけれども、年間で1,000万円、あるいは何百万円、何千万円、ランニングを考えていくというのは非常に重要なことと思いますので、ぜひご検討を進めていただきたいと思います。

幼児は世帯単位で保護されているんですね。課税であるか、非課税であるかとか。そうではなく、幼児本位で考えていくべきではないかと。

子どもは社会の子だという考え方もあるのですけれども、そういう目で見えていただきたいと思います。

次に、先般、岬町事業者支援金の支給及び適用要件が示され募集が終わったところでございますが、その結果等について、まず伺いたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの谷崎議員のご質問にお答えいたします。

岬町事業者支援金につきましては、岬町商工会に事務を委託し、申請受付業務を終了したところでございます。

支給状況につきましては、27件と確認をしております。

この制度は、国や大阪府の支援制度を受けることができなかった町内事業者の皆様を支援したいとの趣旨から、町民税の申告件数や岬町商工会にヒアリングした内容を参考に対象事業者数を積算したものでございます。

申請及び支給件数は結果的には少ないものとなり、具体的な要因は解明できておりませんが、制度の趣旨をご理解賜りたいと考えるものでございます。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 国、府の基準に従って、それに漏れたところを対象にするということですが、当初360件の事業者が対象で六千数百万円の予算立てをしていて、執行が27件、大体600万円弱、1割に満たない状況になっていることになっております。

一つ、支給要件を見ますと、一律事業者20万円ですが、ひと月で20万円以上の損失、減益が生じた分。かつ府や国が50%以上の減益と言っているのですが、1%から49%、50%未満までの減益ということで、例えば1%で20万円だったら、前年の売上げが単月で2,000万円、50%で20万円だったら、前年の売上げは40万円あると。

非常に零細事業者を救うというよりは、網の目が粗すぎるというか、要項が厳しすぎるのではないのかなど。その結果が27件という数字であったのかと思っております。

もう少し20万円以上の減益というのは、事業者支援という観点から緩めるべきではないかと。また一つ、国も府もいずれも課税単位の申告になっております。

例えば、大きなお寿司屋のチェーン店などでは、卸会社と店舗、あるいは観光業と喫茶店店舗をしている場合に、どちらか一本で本体会社というのですか、それで請求をすると、税務上は店舗の売上げと本体事業の売上げを両方計上しているのですけれども、単体の一つの税金で請求をされますから1本でしか支給金が出ないと。

町のような現場である場合は、そういう課税基準というのですか、そういうものも外して検討すべきではないかなど。

これは役人の方に言っても無理だと思いますので、国とか府に従って粛々と制度を作成されていると思いますので、より政策的な判断は町長がなされるべきだと思います。いかがでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員の質問にお答えいたします。

今回の休業支援については、担当から説明があったとおりであります。

このことについては6月議会でコロナ対策の支援措置としてご承認いただいた経過があります。

しかし、これがハードルが少し高すぎて、そこに入れなかった零細企業の方がおられるということで、町のほうにもいろんな問合せも来ております。

そんな中で、当初、1%から50%という売上げは20万円ということの幅を決めるときに、非常に苦慮したことは間違いありません。

少し売上幅が20万円と言ったら、例えばお好みとか、たこ焼き、また理髪店など、そういったところが非常にそこでいいのかと色々な苦慮もしたところなんですけれども、結果的には少し問題があるのかなどと思っております。

そんな中で、コロナウイルスも私の予想したとおり、まだまだ感染拡大傾向にあるということから収まっておりませんので、次の段階で少しこれは見直して、再度議会のほうにお願いをして見直しを考えたいなど、このように思っております。

そうして、できるだけ、そういった地元の企業の皆さんが休業支援が受けられるように努力してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 非常に心強い言葉でございまして、まず、減益額圧縮及び、できれば課税の事業

体、これも事業本体を考えていただいて、国の基準を準用することは正しいと思いませんので、現場でどれだけ支援、助けていけるかということも政策的に考えていただきたいと思います。

法のたいまつで暗闇を照らすのが、暗闇をなくすのは政治であると、そのように聞いておりますので、ぜひ政策的な判断をよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○奥野 学議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃です。

まずもってご指名いただきました奥野議長、ありがとうございます。

世間一般は、やはりコロナウイルス感染症におきまして全世界を巻き込んで大変な事態になっております。

不幸にも、自身は気を付けていても感染された方並びに現在入院中、闘病生活を送っておられる方に励ましのエールを送りたいと思います。

また、不幸にもお亡くなりになられた方へご冥福をお祈りさせていただきます。

本日の質問はコロナ対応により時短に努めたいと思います。

そういう観点から、理事者の答弁におきましてもしっかりと内容のあるものを短くお願いしたいと思います。

私、本来なら、この9月議会において教育分野において質問をしておりますが、本年、教育委員会においてはスクランブル状態、手探り業務をこなしているという事実が手に取るように分かります。

今回、そこに質問したかったこともあるのですが、色々なことを勘案して、今回見送りさせていただき、コロナウイルス感染症によるまちの将来について、2点において質問をさせていただくことにいたしました。

一つ目は、税についてです。

税にも色々ありますが、町税、とりわけ町民税についてでございます。

この町民税についても2種類ありまして、個人の町民税並びに法人の町民税、聞き慣れないのですけれども、法人町民税という名の税がございます。

私も岬町内において法人を経営している経験上、毎年納税させていただいていますが、税率についてしっかりと確認していることがあまりなくて、言われたまま支払っているというのが現状でございました。

そこで、今回なぜそういう質問に至ったかという、他の町と岬町では税率が違うので、岬町は高いんだよというのを教えられたからでありました。

普通考えるに、税というのは日本国民、ほぼ一律でお支払いされているのかと思ひまして、そんなことがあるのかということ自分なりに調べたところがございます。

固定資産税におきましては、岬町において超過税率をいただいている。

現、田代町長におかれましては超過課税を何とか下げようということで0.3%あったのを現在、0.1%まで引き下げて、この0.1%もどうにかして下げる施策を検討していただいているところではございますけれども、固定資産税ではなく法人町民税に本日は切り込んでいきたいと思ひます。

答弁をいただきたい内容は、法人町民税とはどういう性格のものであるかというのが1点目。

そして、先ほど言いました、岬町は少し高いのだという、この税率を用いたのはいつからなのか。

また、法人の数は、岬町には何社あるのかどうか。

そして、その法人に納めていただいている税収額というのが幾らぐらいあるのか。

また、私の言っていました近隣との比較について、この5点を明快に答弁をお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、法人町民税についてご説明をさせていただきます。

法人町民税につきましては、地方税法に基づき町内事務所や事業所、寮等を有する法人等に対して課税する税金であります。

法人の資本金等の額及び従業員数に応じて課税する均等割と国税である法人税法の規定による所得税額に応じて課税されます法人税割がございます。

本町におきましては、法人町民税については標準税率ではなく、地方税法で定められた制限税率を適用しております。

均等割につきましては、岬町税条例第31条第2項、均等割の税率によりまして標準税率の1.2倍の制限税率を適用しております。

法人の資本等の金額と従業員数により1号から9号まで定めており、また、法人税割につきましては令和元年度までは岬町税条例第34条の4、法人税割の税率によりまして標準税率に2.4%を加えた12.1%の制限税率を適用しております。

なお、平成28年税制改正によりまして、令和元年10月1日以降の開始事業年度から法人税割の税率が8.4%に改正しております。

次に、制限税率の適用時期についてお答えします。

地方税法が制定されました昭和25年から、制限税率の制度がございますが、岬町におきましては均等割については平成18年10月から法人税割については昭和42年からの適用となっております。

この背景には、昭和42年は地方財政再建促進特別措置法の適用を受けて財政的に再建途上であったこと、平成18年は地域経済の低迷や地価の下落による町税収入の減少とともに財政健全化に向けて行財政改革における集中改革プランを推進し、自主財源の確保のため、議会の議決をいただき適用しているところでございます。

次に、資本金1億円以下の法人数についてお答えします。

令和元年度末の法人数は256社となっております。

このうち、資本金1億円以下の法人は222社で全法人数256社の約86.7%が1億円以下の法人となっております。

次に、法人町民税の税収額についてお答えします。令和元年度の法人町民税現年度分の収入額ベースで1億189万円となっております。

内訳として、均等割税収額は約3,418万円、法人税割税収額は約6,771万円となっております。これを標準税率で試算しますと、合計約8,276万円となっております。

内訳としまして、均等割税収額は約2,848万円、法人税割税収額は約5,428万円となっております。

制限税率と標準税率の差は約1,913万円となっております。

次に、近隣市町との比較についてお答えします。

令和2年度の岸和田市以南の状況は、法人税割においては資本金1億円超の法人等に制限税率を賦課している市町が3団体。同じく、5,000万円超の法人等に制限税率を賦課している市町が1団体。一律制限税率を賦課している市町が3団体。普通税率が1団体となっております。

均等割、法人税割ともに制限税率を採用している市町は3団体となっております。

他の自治体においても個々の財政事情に応じた税率を適用している状況でございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど、財政部理事から答弁をいただきました。

法人町民税につきまして詳しく述べていただきました。

私も調べてみて、本日小さい字ですけれども、パネルとして用意しております。実際、岬町から順番に北上している中、高くなっているところを赤くしております。

すると、自治体ごとにはしていますが、岬町が高いというのが一目瞭然でございます。

この中で、私が言いたいのは、現在、岬町には大きな課題がございます。

これというのは、コロナ禍による企業の経営の問題もありますが、それよりも大きなものは、今後、大規模な企業誘致を行うといった観点でございます。

先月、8月7日に関西電力多奈川発電所跡地と申しますか、整理された台地の跡また、今後、整備されるであろう第2発電所の跡を見学に行って関西電力の社員から説明を受け、今後、この土地に大きな企業並びに関連する企業を呼んできたいというとても前向きな気持ちをお聞きしました。

そんな中、やはり大きな企業を呼んでくる、また、それに付随する下請け企業、孫請け企業も一緒に来てもらうという中で、岬町自身の税率が高いということになれば、本社は現在のところに置いて小人数だけ雇用というようになってしまうので、会社丸ごと岬町に来て営業していただきたいことを大きく主張するには税率を近隣市町並みに合わせておくのが得策ではないか。それが第一の条件ではないかと、このように思います。

それでは、担当理事に先ほど言ったように、企業誘致の面、コロナ対応の面、そのようなところをどのように考えておられるのか答弁をお願いします。

○奥野 学議長 財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 ご質問にお答えします。

コロナ禍による企業への優遇策と併せた減税は可能かについてお答えします。本町の企業誘致につきましては優遇施策といたしまして、企業立地促進条例によります優遇措置において施設設置助成金、雇用促進助成金、水道料金助成金の助成制度を設けております。

条例の効果等もあり、多奈川地区多目的公園は全て進出企業が決定いたしております。

また、関西電力多奈川発電所跡地においても既に1社の企業誘致が決定いたしております。

本町の新型コロナウイルス感染症対策にかかる経済対策につきましては、地方税法の改正に基

づく納税の猶予、中小企業については一定条件下での固定資産税の令和3年度の固定資産税の軽減措置、さらに独自の中小事業者を対象とした岬町事業者支援金等の事業も実施しております。

コロナ禍対策の一環としては、法人、町民税の税率を標準税率へ直ちに直視することは財政的に難しいことから、事業者の皆様には引き続きご理解をいただきたいと考えております。

また、現在は固定資産税の超過課税の税率の0.1%分についても住民の皆様のご協力のもとで実施しているところであります。

行財政改革に取り組み、固定資産税の超過税率について見直したその後に財政状況を踏まえて法人町民税の税率見直しを検討したいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 見直しを検討したいということですが、いつになるのか分からないのではないかとこの雰囲気も聞きました。

実際、説明があったように、法人町民税の均等割の部分、法人税割の部分、これの両方高いイメージがあります。

それが片一方からでもやはり取り組んでいかなければならない。

報告の中では、均等割の部分で現在570万円、1号なので、大体、私の企業みたいなところは法人として一律6万円を岬町に毎年収めています。

その税率が元に戻りますと5万円、1万円の効果。これは中小企業、零細企業にとっては、たとえ1万円といえども、税を普通に戻すことで、その企業に支援をするといった気持ち、そういうようになるのではないかと。

確かに法人税割、昭和42年から何十年も、もう50年以上も前からそうになっている。

これは、現在1,343万円の効果が出ておりますが、今後、税率も引き下げられたことから、1,000万円以下の差になってくるのではないかと思いますけれども、ここは思い切って、岬町は税についても頑張っているという姿勢を示すことが必要だと、このように思います。

実際に、コロナによって企業の経営というのはとても厳しい。そこに光を当てていただきたい。

この答弁につきましては、今後、組まれる令和3年度当初予算、ここに反映していただきたいと思っております。

色々なシミュレーションが必要かな、これは一概に、絶対しなさいというものではないのですが、やはり入ってくる金額も少ない中で、やれるときというのは限られた判断を今後、庁内でしっかりと検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

岬町の賑わいを増やす政策について。この質問の背景というのは、これもコロナによるものでございます。

ある時、近くのコンビニにおいて私の知り合いのお兄さんに会いました。

そのお兄さん、東京で働いていると、商売を始めたというのを聞いていて、まだ30代の方なのですが、その方に聞くと、東京はもうコロナによって町を移動するのが怖いと、こちらに疎開してきているのだと。実家もあるし、そこでずっとお父さん、お母さんと一緒にご飯を食べているよということをお聞きしました。

東京から帰ってきていいな、仕事は？と聞くと、全部リモートだと。東京にスタッフ1名だけを置いて、あとは地元で仕事をしていると。そういうお話を聞いて、そういうのもあるのだなど。

また、別の方にも聞きまして、東京はどうですか？と話を聞きますと、もう完全に自宅で仕事だと。

もう息が詰まってどうしようもない。何とかどこかに行きたいのだけれど、どうしようかと。それなら帰っておいでと言ったところ、色々な兼ね合いがあるということでございました。

そこで、自分自身の同級生何人かに電話をしてみました。

帰ってくる気はないのかということを確認したところ、まだ、お父ちゃん、お母ちゃんが元気だからな、そういう意見が大半で、自分も定年になったら帰るよ、そういうようなことを言っています。あと15年、20年先かも分かりませんが、これは新しい生活において拾い上げる余地があるのではないかと。

たまたま、昨日見ていたNHKの時事公論という夜中の番組に、アフターコロナの取組みについて、京都大学の広井先生が話されていました。

東京一極集中から地方へ人材を戻すことによって色々良い面があると、出生率も上がるし、格差も縮まるのだということも30分の番組でいい面を述べておられました。確かにそのとおりだなと。

じっくり見ておりましたら、自分が今日ここで質問する内容ととても重複しておりましたので、その話も取り入れさせてもらおうと思っております。

本日の質問において、三つ考えております。

一つは、やはり私の感覚において、岬町を出ていった、私の岬中学校の同級生が375人いる中、岬町に残っている方と言ったら75人いればいいところで、300人は町外に出ております。

そのような感じで各学年、色々大きい学年小さい学年あるけれども、岬町を後にしたという方が何人あるのかと、単純に計算してみると6、7千人、8、000人近く出ていっている。

その中の大半、半分以上は親世代、親がこちらに残っているという感覚です。両親ご健在のところもありましたら、片親でありますがおられるといった方、両親がおられる、そんな方に岬町に帰ってきてはどうかという、そういう提案をしていただきたいと思うのです。

色々な障害があると思います。そんな中でも岬町が、よく岬暮らしということで地方創生のメニューとして取り組んでいただいております。

これはUターンといひまして、都会で住んだ方を岬町、田舎で住んでみてはどうですか。まちづくりエディターさん、今、来ていただいているふるさと地域おこし協力隊としっかり取り組んでいただいて、岬暮らしを進めていただいておりますが、やはりハードルが高い問題でございますけれども、元々岬町にいて町外に出た人を呼び戻すということは、その子、大人たちは岬町を経験しているので、あまり変わっていない町を見て、また少しずつ変わっている町を見て、大体想像がつくわけです。

こういう環境で子育てしたいという方もいるかと思ひます。

岬町が田舎過ぎて嫌で出ていったという方もあれば、仕事がないから大阪へ、東京へということで出ていったという方も中にはあるものの、その中で、コロナによって仕事が変わったと、働き方が変わったと。職場に行かなくてもよくなったと、そういうものがある一定数、1割と言わず、1%でも、たとえ0.1%でもあれば10人、5人でも岬町に帰っていただければ大きな成果になるのではないかと、このように思っております。

都会で勤める私の義理の兄に聞きますと、会社に出てくるのは年上者ばかりで、40代、50代の方が会社に通勤する。30代、20代の方は会社に出てくることすらないのだと。

そういう雰囲気になってしまったということを知りていまして、働く環境というのも変わって行く中、シェアオフィスというものを町内で整備して受入れ態勢を整えておくのも一つ必要ではないのか。

シェアオフィスといひても大きな広間に机を置いてみんなで仕事ができるというものもありますけれども、会議室で、個室みたいな、大きな声で会話をしても横に聞こえないような部屋も必要かと思ひますが、ある程度少数、100件の分をつくれというのではなくて、5件、5人入ってきて5人埋まったらまた5人分作ったらいいのです。そういうシェアオフィスというものを設置されてはどうかと。

それと、続いて、ふるさと帰郷補助金、Uターン補助金というものを創設して、子どもたちに、岬町を出ていった方たちにお知らせする。

一つの案ですけれども、100万円用意しました、岬町に帰ってきてくれたら、こういうような

ことをしますよということを、まだ岬町に残っている親世代に伝えておきますと、親と子の話ができるのではないかと。

岬町がこんな施策打ち出したぞ、一回帰ってくることを検討したらどうかという話ができるかできないか。

それは1軒1軒事情が違うこともあるとは思いますが、一つのきっかけになるのではないかと、このように思っております。

また、特別支援チームの結成についてということで、やはり岬町に帰って来るにはかなりの不安があると思います。

親がいる、友達がいるとしても、実際どのように暮らしたらいいのか。結婚していたら、配偶者や子どもたちが岬町が初めてで、この場合、移住という形になりますので、その生活をどのようにしたらいいのかを、相談できる窓口が必要と思います。そういうのを、町の職員が中心になって取り組まれてはどうかと、このように思っております。

今までの話を聞いて、担当の理事はどのように聞いていただいたでしょうか。答弁をお願いいたします。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えします。

本町では、平成27年度より、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少問題等に対応するため、定住促進、結婚・子育て環境の整備、観光振興などの定住促進プロジェクトの取り組みを進めております。

特に結婚、進学や就職を機とした流出者が多く、次世代を担う若者をいかにして呼び戻すかが本町の重要な課題となっております。

本町の定住施策については移住、定住のワンストップ窓口として、企画地方創生課が総合相談窓口の役割を担っており、まちづくり交流館を拠点に活動しておりますまちづくりエディターや地域おこし協力隊と連携を図りながら町内の空き家活用を通じて定住、移住の促進を図ってきたところでございます。

主な施策としまして、新築・中古住宅取得の補助制度や家賃の補助制度、また出産祝い金といった事業を実施しております。

また、短期間ですが、移住を体験できるお試し居住制度を設けており、府営住宅の1室を借り上げ体験できるスキームを構築しております。

議員ご提案のUターンの促進については、今後における本町の将来を考えるに当たって非常に

大切なポイントであると考えております。

Uターンの促進は生産年齢人口をいかに増やすかに対する一つの方策であり、生産年齢人口を一人でも増やすことができれば、いわゆる町の消滅を回避する手立てにもつながってくると考えております。

Uターンは、故郷が岬町しかないわけで、人によっては様々なケースが考えられますが、例えば、そこには親もいれば親戚もいる、また、畑、田んぼ、山などがあつたりするわけで、Uターンの人は経済的条件では圧倒的に恵まれているといえるかと思えます。

コロナ禍の中で働き方も変わってきており、会社に出社することが今までの働き方で、これからはどこでもインターネット環境が備わっていれば仕事ができる働き方に変わりつつあるこの機会は本町にとっても大きなチャンスになり、地方移住への課題として指摘される働き先が少ないことや賃金が安いといったことが解決される可能性があり、納得のいく賃金でやりたい仕事をしながら地方で暮らすというワークスタイルが当たり前になるかもしれません。

都市部に出た若者が岬町の暮らしやすさや地域ならではの魅力に関する情報を入手する手段の構築や地域への思いとかふるさと愛というものが育まれるような子どもの頃からの教育など、また併せて議員ご提案のふるさと帰郷補助金などの効果的な経済的支援について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、シェアオフィスの設置ですが、テレワークやリモートワークの推進、フリーランスの増加などにより働き方が多様化する中、近年、注目度が高まっているのがシェアオフィスやコワーキングスペースの活用です。

起業家やスタートアップ、フリーランスで働く方を中心に利用されることが多いイメージですが、新型コロナウイルスの感染症対策のため、企業がリモートワークやテレワークを推進しているため、一般企業での利用が増えてきております。

まず、Wi-Fi設備やエアコンを設置しているまちづくり交流館の貸館事業の中で試行展開し、利用者ニーズを調査し、本格的な整備に向け調査研究していきたいと考えております。

次に、若手職員による特別支援チームの結成ですが、本町の将来を担う若手世代の職員が本町が直面するまちづくりの課題解決に向けて自由な発想で柔軟な施策の提案や意見を聞く場を設けることは大変重要であると考えております。

まずは、若手職員に対してまちづくりの研修やワークショップを開催することから始めたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁をお聞きしまして、その部署の皆様とはほぼ同じ方向を見ているのではないかと考えております。

やはり、Uターンというのを進めていくにはハードルが低い、Iターンと違ってハードルが高い。また、岬町、今まで出て行く方ばかりで対象者が多い。これは、逆にメリットというのですか、大きな可能性があるといったことをごさいます。

補助金においても、財源を気にしなければならないとは思いますが、1人帰ってきたら、数年で元が取れる、このように思っています。

実際、納税をする場所が岬町になれば、数年もかからずという方もおられるのではないかと、こういうことを進めていく必要がごさいます。

もの凄いい経済効果になります。

また、経済効果といった面で帰ってきてくれる親世代の気持ちとしまして、これからUターンがなければ私たち、今後、老後どうしていくんだ、墓守、墓じまい、検討しなければならないな、そういった暗い話題から、子どもたちが帰ってくる。それは男の子だけに限らず、ご主人がリモートワークで家で仕事を始めて、毎日顔を合わせなければならなくなったその奥さん、奥さんが岬町出身の方でございましたら、あなた、そういうことだったら旦那さんを連れて帰っておいでよ、家を建てておいてあげるよという方もあるかも知れません。

土地はありますと、お金ももう残しておくことがなかったら使っておいてあげるといった親も少なからずあるのではないかと、このように思っております。

そうすると、やはり地元の経済というのが回っていく、そういうようにも考えております。

私、勝手にふるさとへ帰ってきてはどうかというチラシを作ってみました。このチラシなのですけれど、ふるさとへ帰ってきてください、シェアオフィスを用意しています。Uターン補助金を作っています。こんなまちですがよろしくというのを勝手に作りました。

裏面には、私たちも皆さんのUターンをお待ちしておりますということで、役所の方が何年生まれ、何年生まれということと順番に並んで、顔を見せることによって、この人、職員でまだいるんだ、一度相談しようといった気持ちになるのではないかと考えております。

これは極端な例ですけれども、1人同級生がいたら、役所の中の事務というのをその者を頼りに補助金の部署、また保険、年金の部署、色々な教育の部署、そこを付いて回ってくれたらいいんですよ。

役所というのは縦割りで、たらい回しというイメージがごさいます。そうではなくて、せっかく同級生の職員がいるのでしたら、その者が窓口となって全部事務をした上で、また役所の事務

以外にも、まちでは同級生の誰々君がいて、どこで店をしているのだとか。誰々は何とかの活動をしているよ、一緒にやらないかということを広めていくと、まちが賑やかになって、それこそ1人帰ってくる、ご主人を連れて帰ってくるとなりましたら、その娘さんはPTA活動に参加できたり、ご主人は見ず知らずのところに移住してきたという形なので消防団に入って地域に溶け込んだらどうだということにもなるでしょうし、子どもたちはスポーツをするのにスポーツ少年団、そういうところでサッカー、ラグビーをしてまちが盛り上がっていく、これを目指していける、そういうUターンではないかと思っております。

今回、そういう提案をさせていただきまして、若手職員にも期待をしたいのですけれども、今までのこの一連の流れを聞いて、一度、町長に意気込みというんですか、お聞きしておきたいと思いますが、どうでしょう。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 議員のご質問にお答えいたします。

本当に前向きな将来をかけた人口減少にいかに関止めをかけていくかということに対してご質問いただいたということは本当にありがたいなと思っております。

おっしゃるとおり、まだまだ岬町の人口減少対策はそれほど進んでいないのかなと、このように思います。

人口減少が続いておるということは火を見るより明らかになっておるのかなと、このように思います。

生産人口をいかに増やしていくかということがこれからの課題になってきます。それには、今、議員から色々ご指摘をいただきました、気軽に利用できるシェアオフィスの用意とか、また一番大事な補助金の創設、さらには若手を含めた中での特別支援チーム、こういったものを整備をして、そして今後人口減少対策に当たっていくということをお示しいただきました。

まさしくそのとおりでないと私も思っております。

ただ、ここには人と財源、言わば人、もの、そういったことが大事になってきますけれど、金のことを言っても始まらないし、人のことを言っても始まらない、そういったことを含めて国、大阪府と掛け合って実現化に向けて仕事をするというのが私に課せられた責務かなと、このように思っております。

そんな中で、先ほどUターン、Iターン、Jターンのお話がありました。確かに、今、コロナ対策で非常に都会暮らしをしておられる方が田舎暮らしがやりたい、田舎へ帰りたい、そういった方が増えつつあるのかなというのは私も実感しております。

そんな中で、そういった方々に対するこれからの地方創生事業をどのように進めていくのかということについては、先ほど担当からる説明のあったとおり、小さいところから進めていき、しいては岬町が人口減少じゃなく人口増になるよう努力をしてまいりたいと思っております。

そのためには、まず思い切った意識改革を職員みんな、私も含めてしっかりやる必要があると思えます。

2番目には、限られた職員の数ですけれども、組織の再編成をする必要がある。先ほど、谷崎議員からも一丸となってやったらどうなんだということもありましたので、そういったことも含めて組織の再編成が必要だということを、そういったことを含めて人口減少に歯止めをかけてまいりたい、このように思いますのでよろしく願いいたします。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長から力強いお言葉を頂きました。

先ほど担当からもありましたように、このUターンというのは、各市町の競争ではなくて、ふるさとという、親がいるところは一つでございますので、他市町との競争ではないと。

どこと競争するのだということは、やはり便利である東京、関東、そこから大阪へ帰ってきてもらう。これは、私の所属している党の手でありまして、やはり一極集中をなくして大阪、みんなできり組んでUターン、東京に出ていって人間を大阪に戻してこよう、そういった取組みができるのではないかと、このように思っております。

その中でも一番高齢化率の高い岬町の取組みというのは実際見てくれていると思えます。岬町ががんがん取組んで、それを事例をもって隣の町、その隣の町、順番に広げて大阪全体に広げていきたいな。この仕事は私、しっかり取組んでいこうと思っております。

そういった面、含めまして、本日の一般質問を終了させていただきます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問いたします。

初めに、コロナウイルス感染症対策のまっただ中でございますので、時間短縮に努めたいと思います。

答弁者の皆さん方におかれましては単純明快な答弁をお願いいたします。

それでは、1点目のみさき公園についてお聞きします。

現在、みさき公園は閉園、休園ですね、一時休園。撤去工事中でございます。

そのみさき公園は来年4月以降新たなみさき公園としての開園を目指して、今、担当部局では新たな運営事業者を公募するその準備中だと聞き及んでいます。

そこでお聞きします。

新たな運営事業者公募に向けた進捗状況はどのようになっていますか。答弁を求めます。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

新たなみさき公園に向けた進捗状況はということでございます。これまでの経過については説明させていただきたいと思っております。

本町では新たなみさき公園整備に必要な基本的な方向性を整理するため、本年6月1日から30日までの間、新たなみさき公園の整備に向けたアンケート調査を実施し、600名を超える方からご意見を頂戴したところです。

このアンケート調査を初め、今まで寄せられた多くのご意見を踏まえ新たなみさき公園が目指すべき基本的な方向性を整理いたしました。

方向性1がアウトドア、レジャーを思い切り楽しめる公園。

方向性2が人が集まり交流する賑わいの公園。

方向性3が緑豊かな自然に囲まれた憩いといやしの公園。

方向性4が親と子が一緒に学び、遊べる公園です。

町としましては、以上のとおり整理いたしました基本的な方向性を踏まえ、民間事業者の創意工夫を積極的に取り入れ、自然を生かし幅広い世代が交流する魅力ある新たなみさき公園の創出を目指していく方針でございます。

また、この基本的な方向性を初め、公園用地の概要、整備事業の方式、事業スキーム、事業スケジュールなど、新たなみさき公園整備方針や事業概要を取りまとめたところでございます。

こうした本町が想定する新たなみさき公園整備の概要を、現在手続き中のサウンディング型市場調査の中で明らかにしております。

そして、本町が想定する新たなみさき公園に係る整備方針などで本事業を実施するに当たり、

サウンディング型市場調査によりその市場性の有無や民間事業者の意向等を把握するとともに、民間事業者が参入しやすい公募条件や実現性の高い事業スキームの設定などについてご意見を頂き、頂いたご意見を新たなみさき公園の事業者の公募要領などに反映することと考えております。

また、ただいまご説明申し上げましたように、新たなみさき公園整備にかかる手続等には専門的知識と経験を有するコンサルタント会社の技術支援が必要不可欠となっております。

そうしたことから、本年6月議会におけるコンサルタント業務委託に係る必要な補正予算を議決いただきました後、7月1日にはコンサルティング事業者との間で新たなみさき公園の民間事業者導入検討業務契約を締結し、ご説明いたしましたサウンディング型市場調査の実施に向けた技術的なアドバイスを受け、円滑な業者選定に向けて必要となる専門的な作業を共同で進めておるところでございます。

以上がこれまでの経過でございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁の中で、新たな公園整備の手続きなど、コンサルティング事業者の技術支援が必要だと。そのために業務契約を締結したとありますが、そこでお聞きしたいのですけれども、このコンサルティング事業者というのは、今回のみさき公園のような事業展開の実績はあるのでしょうか。全くないのか、もしある場合は、もし分かればお教えいただきたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

本業務の履行に当たりましては、専門的知識と経験を有するコンサルタント会社の技術支援が必要不可欠ということをご説明させていただきました。

このため、民間事業者導入検討支援における過去の経験や実績があり、本町の他の業務も携わっておられる事業者と契約することで、本業務を円滑迅速に進めることが可能なこと、そして経費の削減も見込まれるという観点から、地方自治法施行令第167の2の第1項第2号の規定によりまして随意契約を締結したものでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 経験があるということですね。実績がある事業者をお願いをしたいということですね。分かりました。

また、さっきの答弁の中では、サウンディング型市場調査という話も出てきました。

今回行うサウンディング型市場調査については、岬町ホームページにも掲載されています。

今年9月初旬に現地見学会と説明会を開催すると、そして、その後、個別対話を経て10月末頃にサウンディング結果の公表をするということになっておりました。

このサウンディング型市場調査という言葉は去年も聞いたのです。これは去年にも一回実施していますね。

去年実施した時に、その当時の担当者に説明を聞いたところ、サウンディング型市場調査の目的というのは、町としての基本構想をまとめるためにこの調査をするということでした。

今回は、2回目のサウンディング型市場調査を実施することになるのですが、これは前回と同じことを2回行うということなのか、それとも、今回は内容が変わるということなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えさせていただきます。

本年1月に実施いたしましたサウンディング調査では、土地の無償譲渡や施設の解体撤去などの取扱いが決まっていない状況の中であったことから、具体的な事業概要を提示することはできませんでしたが、議員おっしゃいますとおり、基本的な方針を組み立てるために実施したものでございます。

また、実施後に新型コロナウイルス感染拡大の影響で社会の状況が大きく変化してきておりますこと、さらに民間事業者においては体力低下や投資意欲の減退など大きな影響も出ていますことから、現状での新たなみさき公園整備運営等の事業に対する参入意向について改めて実現の可能性を把握し、民間事業者が参入しやすい公募条件を整備し、実施方針、これからの公募要領等を作成してまいりたいと考えて実施するものでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 分かりました。

それでは、新たな事業者公募に向けた今後の予定はどのようになっていますか。答弁をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

今後の予定ですが、このサウンディング型市場調査の結果を踏まえまして、本町が想定する民間の資金、企画力及び経営能力等を積極的に活用するPFI事業として実施するためにPFI法に定める実施方針の策定、特定事業選定及び募集要項の公表による事業者の公募などの手続きを本年12月頃を目途に順次進めてまいりたいと考えております。

そして、来年1月から3月末までには大学教授や弁護士などの専門家で構成するPFI事業選定審査委員会による第1次及び第2次審査を経て、来年3月末を目途に新たな事業者、優先交渉権者を決定する方針で進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただし、こうしたスケジュールにつきましては、新型コロナウイルス感染症の動向及びこの影響を受ける社会経済情勢の変化に適切に対応してまいる必要があると考えておりまして、適宜、必要な見直しを加えるということも考えてございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁の中で、また今度はPFIという言葉が出てきました。PFI事業ですね。

公共工事を行う上でPFI事業と、最近では行政の間ではよく耳にしますけれど、一般住民の間ではなかなか耳慣れない言葉だと思います。

そういう確認も込めて、ここでそのPFI事業について確認したいのですが、内閣府のホームページで確認してみました。

Private Finance Initiativeという英語で、頭文字をとってPFIというそうです。

これは公共施設などの建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法ですと。

また、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的、かつ効果的に公共サービスを提供できる事業ということであるとありました。

このPFI事業というのは、岬町でも実は数年前に町営の住宅、あの住宅の建設に当たってこのPFI事業という手法を用いて行ったというふうに聞いております。

そこで、聞きたいのですが、その時の町営の住宅をPFI事業で行った、そのPFI手法を用いたメリットって何かあったのですか。確認をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 緑ヶ丘住宅におきましてPFI事業を用い、民間事業者のお力を借りるということで、事業費が一般に発注するよりも安い価格で緑ヶ丘住宅の建設ができたというのがメリットになります。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最近、近隣の泉南市で泉南ロングパークというのがオープンしました。泉南イオ

ンの前にある、海岸沿いの施設ですね。ここがオープンして大変賑わっているように見受けられます。

これも、その施設の維持管理は泉南市ではなくて事業主が行っていると聞いています。

今回、本町でみさき公園獲得に向けて行っているのですが、その泉南のロングパークみたいなイメージで捉えていいのでしょうか。いいのですか。

答弁結構です。

このPFI事業ですけれども、PFI事業を数多く行っている会社があります。株式会社日本経済研究所というところがあるのですが、このホームページによりますと、PFI手法のメリットをうまく生かすには、官が何をしたいのかを決めることが大事とあります。

官というのは官公庁の官ですね、行政という意味です。

このPFIの手法を生かすのは、まず行政がはっきり物事を決めないといけないと思うのですね。決めて、それを業者に示していくと。

専門的な知識、技術、それを持つ事業者の力を借りる。それはもちろん結構なことですよ。

ですが、主体者である岬町がしっかり方針を立てて、その方針を示して取り組んでいくということが重要だと思われま。

その主体者としての自覚と責任をもってこの事業を進めていただきたいと求めます。

これで、この質問を終わります。

○奥野 学議長 どうですか、ちょうど切りがいいですけれども。

○坂原正勝議員 そうですね。

○奥野 学議長 続きは午後からでよろしいでしょうか。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

再開は、13時00分から行います。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 次に、みさき公園周辺整備についてお聞きします。

ここでいうみさき公園の周辺整備とは、みさき公園駅前周辺の道路のことです。

みさき公園の新しい運営事業者が決まれば、公園の内部はその事業者のもとで整備されると思いますが、南海電鉄みさき公園駅前広場から府道へと続く、府道と交差するT字路の交差点、その信号まで続く道路整備、これをすべきではないかと思います。

特急電車や急行電車を利用して岬町に来られた人にとってはみさき公園駅前周辺が岬町の玄関口になると思います。

この道路の現状はかなり傷んでおります。凸凹になったりしていますね。

これまでも小さな凹みなどはその都度応急措置として補修はされていますが、この際、新たなみさき公園が開園する、この時に併せて駅前広場周辺の道路を全面補修してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

みさき公園用地につきましては、南海電鉄から無償譲渡を受け、駅舎にかかる用地を除き、みさき公園駅前広場から旧遊園地入園ゲートまでの区域を本年4月から町が管理運営してございます。

特に、ご指摘の駅周辺の道路や用地につきましては、本町の公共交通の玄関口として多くの方々を利用しており、町の顔としての側面も有しているところでございます。

しかしながら、駅前周辺広場及び道路は、路面の老朽化によって各所で損傷や陥没が見受けられ、現在はレミファルト敷設など応急措置で対応しているところでございます。

このような現状を踏まえまして、都市公園管理者としての責務を果たせるよう、この区域も都市公園区域となつてございますので、現在、進めている新たなみさき公園の新たな事業者による再整備事業内容と整合性を図りますとともに、国や大阪府の活用できる補助制度なども調査し、必要な財源を確保するなどにより、施設改善に向けた方策を検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 一部補修とか、範囲の狭い部分的な補修でしたら予算もそんなにはかからないと思うのですが、信号、交差点から駅前までの道路全面となると少し予算がかかると思います。

そういう意味で、年度途中にはそんな工事をするのは無理かと思ひまして、来年度の事業としてしたらどうかというので、今、来年度の当初予算に向けて予算措置をするこの時期だからこそ

あえて今提案させていただきました。

そういう意味で、駅前広場、岬町の顔となる周辺の道路、全面補修することに関して町長の考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 坂原議員の質問にお答えさせていただきます。

今、担当のほうで、今後、国と府へ色々な要望をして、何とか復旧したいという答弁がありましたけど、担当とも話をしているのですが、駅前の海側の部分については現状でいくのか、それとももう少し広げる必要があるのではないかということも含めて検討しておりますので、それと併せて検討してまいりたいと思っております。

来年度予算に間に合うように何とか検討していきたいと思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 来年になってみさき公園の公園の部分が新たにオープンしたとなると、駅前広場自身が現状のままではみすぼらしいかなと思いますのでぜひとも、前向きに取り組んでいただきたいと求めておきます。

次に、大きな2点目です。観光人口増加施策についてお聞きします。

ここでは特に、岬海岸番川線について質問します。

これは岬公園の水族館の周辺から深日漁港へ続く海岸道路のことです。

一般的にはみさき公園の裏の海岸線とか、そういうように一般では言われてるみたいです。

この道路は近隣住民にとっては朝夕の散歩やウォーキング、また淡輪方面から深日方面に通勤する人にとっては通勤路として利用され、最近ではサイクリスト、これは自転車の愛好家ですね、深日洲本ライナーなどでもサイクリストをどんどん岬町に呼び込もうという事業にも取り組んでおりますけど、そのサイクリストたちの格好のサイクリングコースにもなっています。

また、休日には家族連れで釣りや海のレジャーと、多くの人を訪れています。

今でも多くの人を訪れる海岸線でございますが、その道路の路面とガードレールなど補修の必要な場所が何か所も見受けられます。

もっと多くの観光客が訪れるように、この道路やガードレールの整備が急がれると考えますが、担当者の考えはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

私からは観光部門の視点からお答えさせていただきたいと思っております。

ご指摘のとおり、長松自然海岸は、以前から大阪府内唯一の自然海浜として、また日本の夕陽百選にも選ばれており、まちの貴重な観光資源として町内外にPRしているところでございます。

また、現在、町では大阪湾をつなぐ広域サイクルツーリズム事業のほか、大阪府や泉州地域の9市4町と連携した泉州サイクルルートなど、自転車による誘客の取組みも進めているところでございます。

こうしたことから、近年では、町道岬海岸番川線を走り、長松自然海岸を訪れるバイクや自転車の愛好家が増えていると認識してございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、町道岬海岸番川線は付設から相当の年数が経過しており、経年劣化による路面の凹凸箇所やガードレールの破損箇所があり安全面が危惧されるところでございます。

町として推奨する観光資源に多くの人を呼び込み景観を楽しんでいただくためには、道路状況の改善は必要なことであると考えてございます。

つきましては、道路部局とも連携をして、抜本的な改善ができるかなど、まずは必要な財源の確保などの調査から進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 私からは、町道岬海岸番川線の維持管理の考え方についてご説明させていただきます。

町道岬海岸番川線の維持管理につきましては、現在、国からの交通安全対策特別交付金として交付される財源をもとに、町道全てを対象に対応しており、特に、住宅地など住民が安全で快適に暮らしができるように、危険性の高い順に優先順位をつけ、ガードレールや道路標識などの整備を行っている状況です。

このようなことから、町道岬海岸番川線のガードレールの取替えについては、住宅地に比べ優先順位が低いいため執行ができていない状況となっているところでございます。

なお、定期的に巡回調査を行っており、その際に現道を確認したところ、危険だと思われるガードレールがありましたので、その部分についてはほかの場所の状況も確認しながら対応していきたいと考えています。

また、町道岬海岸番川線の路面状態も併せて確認しており、車両の通行には支障はないものの、特に自転車やバイクの通行に支障を来す段差などもあり、今後、路面の改善も視野に入れながら、先ほどお伝えしたとおり、必要な財源の確保などの調査検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、担当お二人の方から答弁いただきました。

最初、吉田理事の答弁のほうでは自転車などを利用した観光客の増加の取組みを進めているという話でした。

今年の夏もあの海岸線では多くのサイクリスト、自転車が走っているのをよく見かけました。

今のお二人の話では、一方ではサイクリストを呼び込むのだという、観光客を増やすために取り組んでいると言いながら、一方では道路は何もしていないような状態ですけど、近年、この海岸線の路面工事とかガードレールの補修工事とか近年された実績はございますか、ここ数年として。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 最近ではガードレールのほうの取り換えということは危ないところはわかっているんですけども、取り換える予算がないということでやっていない状況になっております。

なお、舗装面につきましては、担当者でできる凸凹、穴が開いてるとか、そういうところがありましたら、レミファルトにより補修、簡易的ではございますけども、そういう対応はさせていただいております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 小さな凹み、それなんかは、私も住民から通報を受けて担当課のほうに連絡させてもらって、そういうのはすぐに補修してもらって取り替えてもらっています。

一方で、集客の取組みをされると言いながら、他方ではハード面何もできていないということもあるんですけど、これはある意味、縦割りといいますか、そういう仕組み上、やむを得ないかと思うのですが、私自身、たまにあの海岸線を自転車で通ります。

そうしたら、車で通ると分からないのだけれど、結構傷んでいるところがあるのよね。走りにくいところもあるし、危ないところもありますわ。車では、それ、多分分かりませんわ。

サイクリストを呼び込むのだったら、ぜひとも修繕してもらいたいと思うんですが、特にサイクリストの人たちというのは、その人たちの間で強い人脈の繋がりがあるんですね。

だから、一つのグループか、あるいは1人、2人がそこを通過して、この辺きれいになっている、すぐにここ道が広がっている、いいなあとなったら、どんどん拡散されていくと思うんですよ。

私たちは何も宣伝せずとも、そういう人たちがどんどん拡散してくれると思うのです。

そういうことだから、ぜひともこれは取り組んでいただきたいと思うのですけれども。

今言いましたように、担当者の口からはこれ以上の答弁は無理と思いますので、これも町長に

お聞きしたいのですが、ここは観光人口増加のために、道路とかガードレールの施設を補修するという、ここは政治判断として行っていただきたいと。

そして、岬町に観光人口が増えるように、取組みをしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員の質問にお答えいたします。

確におっしゃるとおり、あれは私が就任して間なしに台風災害が起きて、町が事業として2か年かけて行って以後、完全なアスファルト整備はやってないと思います。

今、おっしゃるように、車で通ったら分からないけども、自転車、また歩いた場合、非常に問題点があるということです。現況調査した上で、今後、道路舗装、またガードレール等の整備、そういったものを含めて検討してまいりたいと、このように思います。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これは、先ほどの吉田理事の答弁にもありましたけれども、今言っている海岸線は、岬町にとっては大きな観光資源になると私も思います。

岬町、もっともっと賑わいを作り出すためにもぜひ前向きに取り組むことを求めています。

最後、3点目の質問です。

給食センター統合について、これは現在、岬町に2か所ある給食調理場を統合することが決定されています、2か所を一つにするというように。

その進捗状況はどうなっていますか、お答えください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

多奈川にあります学校給食センターと岬中学校にある岬中学校給食調理場につきましては設備の老朽化、また少子化が進むことに伴う調理食数が減少傾向にあり、衛生管理の厳格化、労働環境の改善、運営の効率化を図るため、現在、統合に向けた準備を進めているところであります。

統合に向けた現在の進捗状況についてご説明させていただきます。

設備の更新に当たっては、小中学校の夏季休業期間中に実施することとなりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年より夏季休業期間が短くなっておりませんが、そのような状況におきましても、マイコンスライサーやスチームコンベクションオーブン等の調理用機器の入れ替えを行うなど、順調に設備更新作業を進めているところであります。

引き続き、給食配送車の購入手続きを進める予定となっております。

来年度につきましては、同じく夏季休業期間中に蒸気ボイラーや洗浄機等の更新を行い、令和3年9月の2学期から新体制で行う予定となっております。

また、調理工程や配送の見直しなどについてもシミュレーションを重ね、円滑な統合を進めてまいりたいと思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの話では、来年、令和3年9月、子どもたちの2学期から一つに統合されるという話でした。

来年9月の時点で、その2か所ある施設が一つに統合されると余剰人員が生じるということになると思うのですが、その場合、余剰人員になった人たちの雇用を確保すべきだと思います。

その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

学校給食センターの会計年度任用職員は、給食調理補助員が8名、給食配送運転手が3名。岬中学校給食調理場の会計年度職員は、給食調理補助員が5名となっております。

このたびの給食センター統合に伴い、業務の効率化が図られることから、会計年度任用職員に余剰人員が生じてくると想定しております。

今後、詳細な作業工程の見直し等を通じて必要人員を確定していくこととなっております。

余剰人員が生じた場合の雇用確保につきましては、今後、人事担当部局と協議を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 施設の統合により職場が奪われるということがあってはならないと考えます。

施設の統合、役所の都合ですよね。そこで働いている方が職をなくすということのないようにしなければならぬと思います。

その方たちにとっては、他の部署を斡旋するなど、ぜひ余剰人員に対しての雇用を確保していただくように求めたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○奥野 学議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 1時21分 休憩)

(午後 1時24分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

大阪湾岸道路南延伸について質問をします。

今年は新型コロナウイルス感染拡大により、国外からの入国制限や国内では都道府県をまたぐ移動の自粛などにより、関西国際空港を利用される方が大幅に減少したため、地域経済に大きな影響を与えたことは皆さんもご存知のことだと思います。

私は、このような時だからこそ関西国際空港を中心とした地域経済を復活させるには交通ネットワークの構築が重要であり、そのためにはこの大阪湾岸道路の南への延伸が必要であると考えております。

そこで、この大阪湾岸道路の南への延伸は、本町も参画する関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会において関空への複数のアクセスを確保するとして、南ルートの早期実現に向け要望活動をされているということですので、その状況をお聞きしたいと思います。

最初に、要望書の内容について、昨年12月の一般質問において大阪湾岸道路の南への延伸がより強調された要望書になったとの答弁をいただきました。

本年度の要望内容はどのようになったのかお聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

阪神高速4号湾岸線のりんくうジャンクションから南への延伸路線は、大阪湾岸道路南延伸との名称で候補路線に指定されており、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会において要望活動を行っているところです。

要望書の内容につきましては、構成市町の部長級職員で構成する幹事会を開催し、要望書の内容を取りまとめる予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面による意見照会となり、昨年同様、大阪湾岸道路南延伸の早期事業化を強調した要望書としていただくよう、岬町の意見とさせていただきました。

要望書案につきましては、構成市町から出された意見を幹事市の泉南市が取りまとめ、

1. 関西国際空港と内陸部を結ぶもう一つのアクセス、南ルートの早期具体化を図られたい。
2. 大阪湾岸道路南延伸の早期事業化を図られたい。

3. 大阪府和歌山県間道路の整備を図られたい。
4. 京奈和自動車道の早期完成及び（仮称）京奈和第2阪和連絡道路の早期事業化を図られたい。
5. 紀淡連絡道路等の早期実現を図られたい。

の5項目について要望することとし、今年度におきましても、2項目目に大阪湾岸道路南延伸の早期事業化を図られたいと、他の項目と分けた要望書案として表記され、総会に諮ることとなりました。

しかし、8月に開催予定であった総会につきましては、幹事会同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面によって実施され、要望書案は決議されました。

よって、要望書につきましては昨年同様に大阪湾岸道路南延伸の早期事業化を強調した要望書となっております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面にて総会が実施され、岬町の意見が採用され、今年度においても大阪湾岸道路の南延伸が強調された要望書になっていることを理解しました。

次に、新型コロナウイルス感染拡大が危惧される中、今年度の関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会での要望時期についてお聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度における関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会の要望活動につきましては、10月には近畿地方整備局へ、11月には中央要望として国土交通省をはじめ、地元選出国會議員への要望活動を行う予定としておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、要望方法につきましては現在、幹事市の泉南市において調整を行っているところです。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度の要望方法については、新型コロナウイルス感染拡大が危惧される中、幹事である泉南市において調整されていることを理解いたしました。

要望に対しましては、大阪湾岸道路の南への延伸についても引き続きしっかりと要望していただきたいと思っております。

次に、岬町個別で大阪湾岸道路南延伸についても要望していただきたいとお願いしてまいりました。岬町個別での要望活動の状況について町長にお聞きしたい。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 和田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、要望については担当のほうから説明がありましたように、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、本期成会において国土交通省の本局、また地元選出国會議員の今年度の要望活動については非常に難しい状況であるということについてはご理解を賜りたいと思います。

また、先ほどおっしゃっている岬町の個別の要望等についても、現時点では東京への出張はできてないということも併せてご理解を賜りたいと思います。

今後、新型コロナウイルス感染拡大の収束の兆しが見え、また通常通り、東京への出張ができるようになれば、引き続き個別の要望活動も行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で町長の東京出張ができていないことを理解しました。

今後、新型コロナウイルス感染拡大が収束され東京への出張ができるようになれば、岬町として個別での要望活動をしっかり行っていただきたいと思います。

これで、この件について質問を終わります。

次に、関西国際空港2期事業に関連する地域整備事業についてお伺いします。

関西国際空港2期事業土砂採取事業が完了して14年が経過します。

土砂採取跡地は多目的公園として整備され、企業誘致も一事業者の進出を除き全て完了しています。

また、土砂積出し棧橋は海釣り公園として整備され、それぞれ地域の賑わいの拠点となっています。

土砂採取事業に関連して、地元の要望を受けて地域整備が実施されたと思いますが、約束された地域整備は全て実施されたのか、まずお伺いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 平成8年に関西国際空港2期事業の埋立てに必要な土砂採取として多奈川東畑地区が決定され、平成13年から平成18年までの5年間に二期島の約4分の1に当たる7,000万立米の土砂が搬出されております。

計画どおり土砂の搬出が行えたのは地元のご理解とご協力をいただいた賜物であると認識しております。

当時、地元から頂いた空港関連地域整備に係る大阪府などへの要望事項につきましては、限られた期間の中ではありましたが、可能な限り対応いただいたと認識しております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 地元からの要望事項については、可能な限り対応いただいたとの答弁ですが、大阪府、岬町と地元漁協との間で約束が交わされた谷川港の整備事業の一部に積み残しがあると聞いています。

この内容について、説明をお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 土砂採取事業の実施に当たり、岬町と谷川漁業協同組合からの要望として、谷川港の整備について、大阪府、岬町、大阪府土地開発公社、谷川漁業協同組合と確認書を交わしております。

この確認書において、谷川港整備として東港及び西港の荷揚げ場、釣堀施設の整備と漁業組合から提案された水産試験場（現在の栽培漁業センター）の沖ゾーンの整備の実現に取り組むことが確認されております。

この確認書を踏まえて、東港、西港、釣堀施設に係る整理事業は完了しておりますが、水産試験場沖ゾーンの整備については整備手法や所要財源の確保などの課題があり、引き続き検討を重ねているところでございます。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 土砂採取事業から14年も経過しているのに進捗が見られない状況にあります。

大阪府も町も担当者が代わり、この谷川港整備の問題を忘れ去っているのではないのでしょうか。

この問題に対する町の今後の対応の方針を説明いただきたい。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 本町も大阪府の現担当部署も谷川港整備に関する確認書を交わしたこと。また、その実現方針は理解しており、定期的に府と町が谷川漁協へ状況の報告を行っております。

また、ソフト面では漁業活性化につなげる勉強会の開催を行ってまいりましたが、いずれも具体的な成果を上げる状況には至っておりません。

今後も、引き続き谷川港整備事業の推進を大阪府のほうに求めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 谷川港の整備は地元漁業協同組合だけでなく、町も一緒になって大阪府に要望したものです。

土砂採取事業は、地元漁協など関係者が協力して実現できたものであり、岬町も約束したことを実現されるよう大阪府に求めるよう強く要望したいと思います。

また、谷川港に関しては水産試験場沖の整備とは別に、地元漁協から谷川港沖防波堤の延長を求める要望が行われており、こちらも実現されていないと聞いています。

この件についての町の取組み方針を説明願いたい。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 谷川沖防波堤につきましては、東側の防波堤が短いことから、風向きにより防波堤内にある釣堀に影響を及ぼしていることは承知しております。

町としても釣り客の増加が町の観光振興につながり、また地域活性化の要素になっていることから改善が必要と認識しており、大阪府に対し、併せて防波堤の延長を引き続き求めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 谷川沖防波堤の延長についても土砂採取事業に関連して要望された事項と聞いております。

台風により何度も被害を受けている状況を町もしっかりと受け止め、大阪府と協議し、早急に対策を講じられるよう強く求めます。

最後に、本件について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 和田議員の質問にお答えいたします。

この谷川港の整備事業については、今、総務部長から過去の経過も踏まえて説明をしたとおりであります。

土取り跡地の土砂採取に伴っての谷川港の整備事業については、本町の町長も契約者の協定に参加しておりますので、それを受けて平成22年後半から平成23年だったと思うのですが、岬町も台風災害が起きて、その時点で谷川港の協定の内容を知ることができました。

それを受けて、大阪府と今後の協議をどう進めていくかと、これが何項目かあるわけなんです、それをきちんと整理していくのに、その当時から協議会を立ち上げて、年に1回ないし2年に1回協議をやりながら担当も入れて話し合いをしてきております。

その中で、特に釣堀の関係があつて、突堤が短いということがありますので、それを早くやってほしいというのが組合の考え方でありまして、今、そちらのほうを重点に検討していただいているということでございます。

それから、水産試験場の前倒しの確保の問題については、随時これは協定どおり中身はいろいろ調整するとしても、進めていただくように私もそのことについては都度話をしております。

今後、さらに会議を何回か重ねながら大阪府にこの問題の解決に努めていただくよう要望してまいりたいと、このように思います。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長から本件について、大阪府に要望いただけると答弁をいただきました。

水産試験場沖のゾーンと防波堤の延長は谷川漁業協同組合の念願の確認書を交わした事業であります。

大阪府と協議し、早急に対策が講じられるよう強く求め、私の一般質問を終わりたいと思います。

○奥野 学議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時46分 休憩)

(午後 1時48分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 令和2年岬町議会第3回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

今なお、衰えることのない新型コロナウイルス感染症は全国で6万7,000人を超え、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げ、また、今なお病と闘っておられる方々にお見舞いを申し上げます。

町民が安心して住むことができるまちづくりは町政運営方針の中にも取り組まれておりますが、国や大阪府の力を借りてより一層の諸対策を行っていかねばならないと思います。

田代町長も、休む間もなく一生懸命に住民の幸せのために頑張っておられますことに心より感謝を申し上げます。

このような観点から事前に通告いたしております国土強靱化に伴う岬町強靱化地域計画について、令和2年第1回定例会で質問をさせていただいてからどこまで取組みをされたのかについて質問させていただきたいと思います。

今日は9月1日、関東大震災が発生した日であります。

10万5,835の方が犠牲になられた、本当にいつまでも忘れることのできない日でございます。

います。

国が国民の安全を求めて、平成25年12月に国土強靱化基本法が交付施行され、基本法第13条で地方公共団体はその地域計画を策定しなければならなくなり、どこの自治体も限られた期日までに計画書を策定されましたが、岬町も3月議会では6月末日までに策定し、議会にも報告をすることになっていましたが、7月30日付で岬町強靱化地域計画について、A3版の2ページ、概要版及びA4の75ページの基本本編を提示していただきました。

町内各所の強靱化について、橋梁以外は具体的な内容ははっきりと明記されておりませんが、特にインフラ整備面で项目的に計画書の策定はどこまでできておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 私から町内各所の強靱化について、特にインフラ整備面、橋梁以外で项目的に計画の策定はできているのかのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

国土強靱化予算の確保のため、強靱化計画を策定する必要があったことから、本町としまして、令和2年6月に策定しております。

特にインフラ整備面の個別計画につきましては、今までは国費の要望段階で必要となっていました岬町舗装修繕計画や橋梁長寿命化修繕計画は策定しておりました。

今後、国土強靱化予算の確保に向け、個別施設計画が必要となれば策定に向け努力をするものでございます。

次に、水道事業につきましては、平成31年度から大阪広域水道企業団に引き継いでおり、現在、岬水道センターにおいて業務を行っているところです。

水道施設における強靱化につきましては、岬水道事業創設認可の計画のとおり昨年度から実施しており、今年度は工事着手も予定していると企業団から聞いております。

また、阪南岬バイパス送水管整備事業につきましても、今年度から本格的な工事に着手する旨、企業団から聞いております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 いろんな計画を持って取り組んでいただいていると思いますが、一つ、もう少し細かい部分、後でも申し上げますけれど、取組みをしていただきたいと思います。

平成31年1月に岬町橋梁個別施設計画書というものが都市整備部で策定しておられますけれども、橋梁の危険度に合わせて改修計画に優先順位を付けておられますが、この計画どおりに現在進められているのかお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 お答えします。

平成29年度に岬町が管理する全ての橋梁の点検が完了し、うち16橋が措置段階と診断され、この診断結果に基づき、岬町橋梁個別施設計画を平成31年1月に策定し、令和元年度に古田橋の補修工事や城ヶ谷橋の補修設計を行いました。

令和2年度につきましては、国の交付金が配布されなかったことから城ヶ谷橋の補修工事や湯川橋の補修設計を見送っており、令和3年度に再度城ヶ谷橋の補修工事や湯川橋の補修設計が実施できるよう交付金の要望を行っております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 現実的には、色々取り組んでいただいておりますが、これからの進め方についてお伺いしたいと思います。

まず、この計画では国の基本計画を参考にして、過去の災害経験や地域特性、社会情勢や環境の変化、緊急性を勘案して、15の重点プログラムを設定しておりますが、各所管部署を明確にした上で関係機関等と推進体制を構築して、データや工程管理を共有するなど取組み実効性、効率性が確保できるように十分に配慮するとありますけれども、これは本当に大変な作業であります、進め方としてはどのように考えておられるのかお伺いします。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 道工議員のご質問にお答えします。

岬町強靱化地域計画においては、15の重点化プログラムを初めとする起きてはいけない最悪のシナリオを38ケース想定し、これらの事態を回避し、より適切に対応するため、既存の施策を総点検し、漏れがないよう体系的に取組みを推進するものでございます。

本計画に記載されている具体的な取組みについては、それぞれ所管する部署があり、優先順位を設け、本町の実情にあったハード事業、ソフト事業等を交付金などを活用しながら着実に実施してまいりたいと考えております。

また、施策を行うに当たって、国や大阪府などの関係機関との連携が必要なものについてはしっかりと推進体制を構築していきたいと考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 先ほども申し上げましたけれど、3か所の橋梁についてはいわゆる補強なりをする計画年度も策定されておられますけれども、他の101か所の橋梁は全く手つかずであります。

いつ、どのような災害が起きるかも分かりません。今後、この残っている部分についてどのよ

うに進めようとお考えになっておられるのかお伺いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えします。

他の101か所の橋梁につきましては早期措置段階と判定されるものから優先的に補修できるよう国、大阪府に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 あえて確認をさせていただきますけれども、101か所の橋梁についてのリストアップをして優先順位等の計画は立てられるのかどうか、かなりのボリュームですから一時にはできないと思いますけれども、その辺のお考えを改めて聞かせてください。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 お答えいたします。

今現在、まずは3か所の橋梁を鋭意努力を進めているところでございまして、101か所の橋梁につきましては、今後、計画を見ながら進めていくことを前提に考えておりますのでご理解のほどよろしくお願ひします。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 一つ、住民の安全のために計画的にできるだけ1年でも早く取組みをしていただくように要望しておきたいと思ひます。

続いて、防潮堤についてお伺いをいたします。

防潮堤は大阪府が管理されておりますけれども、町として大阪府に安全性を十分確認されたうえで申出をされていると思ひますけれども、町内の全ての防潮堤は安全なのかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 お答えさせていただきます。

大阪府が管理している防潮堤について、安全であるかというご質問に対してお答えさせていただきます。

防潮堤について、大阪府港湾局が管理している防潮堤の高さはOPプラス5メートルで設置されています。

なお、大阪府水産課が管理している淡輪漁業協同組合周辺にある防潮堤は高さが不足しているため、現在、改良の計画を進めている状況と聞いております。

また、防潮施設につきましては、大阪府が管理しており、岬町沿岸への津波、高潮の来襲に備

え、門扉、樋門、角落し、水門の85か所の閉鎖が必要となっており、この施設のうち、門扉については25か所が電動化されております。

また、淡輪漁業協同組合付近にある角落しの閉鎖対応につきましては、3人から4人の人が必要であり、時間を要するため、大阪府に対応の要望を行っているところでございます。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、ご報告をいただいた部分ですけれども、特に人間が出向いて行って門を閉めたりしないといけない、そういう部分がかかりございます。

特に、淡輪漁業協同組合の付近にあります角落しの閉鎖について3人から4人いなければ閉められないと。こういうことでは、本当に危険度が高まります。

ぜひとも、早急に大阪府に強い要望をお願いしておきたいと思っております。

続いて、2級河川についてお伺いします。

東川とか大川、番川につきましては、大阪府の河川室のほうで河川推計を付けておられますけれども、今までに水位的に危険度が上がっている河川もあると思われましてけれども、河川の拡幅や川底の浚渫等、町として大阪府にどこまで申し入れておられるのかお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

2級河川、東川、西川、大川、番川の浚渫につきましては、大阪府に要望し、適宜、浚渫の対応をしていただいております。

また、大川の河川の拡幅につきましては、昨年度、拡幅のための測量、境界の確定などを進めている状況で、今年度も引き続き境界の確定などを実施していると大阪府より聞いております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 特に、何回か周辺の大川について、2年も3年も用地買収や計画にかかっているということ自体がいかげなものかと思っております。

もっともっと大阪府に強く要望をしていただきたい、これを強く要望しておきたいと思っております。

次に、山間部に砂防のために設置されている堰堤がありますが、このことについてお伺いします。

3月議会でもこのことについては一応お聞かせいただきました。

町内の西川、東川、奥山川、本谷川、東谷川の五つの川に砂防堰堤があるように伺っています。全ての堰堤を調査されているのか、されているのであれば、その結果、危険度はどうなっている

るのかお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、町内に設置されています大阪府管理の砂防堰堤、治山ダムは砂防堰堤が5か所、治山ダムが94か所あります。

砂防堰堤につきましては、3年に一回点検確認を実施しており、点検した結果につきましては、現在のところは異常は見られないと報告を受けております。

治山ダムにつきましては、豪雨後や安全パトロールでの点検に加え、今後、計画的に定期点検を実施していくと大阪府より報告を受けております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 治山ダム、砂防堰堤、この辺の区分けもあるようですけれども、私、前にも3月議会でも例にとって申し上げましたけれども、番川の上流にある青少年の森に通じる道路沿いにある堰堤、これは治山ダムになるのかどうか分かりませんが、土砂が堰堤いっぱいまで溜まっています。

前の大雨のときにその土砂が上からあふれて下の川が埋まっていた。もちろん、側壁のほうからも土砂がたくさん出ていましたけれども、こういう下流へ土砂が流れていく状況、この状況を町として知っておられるのかどうか。

知っておられるなら、大阪府にどのように申し出て、その結果はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

番川の上流にあります、林道沿いにある、まず上流側につきましては堰堤になります。下流側につきましては治山ダムになります。

堰堤につきましては、令和元年11月に水路に堆積している土砂の件で大阪府と立ち合いをし、上流側にある堰堤は堆積土砂が下流に比べ少なかったが、下流側にある治山ダムについては治山ダムの流水天端付近まで堆積土砂がありました。

治山ダムは土砂をためることで川底や護岸の浸食を抑制する機能や水の勢いを弱めたりする機能のほか、災害を起こす恐れのない土砂については、普段から少しずつ安全に下流に流す機能があると大阪府から報告を受けており、今後は流木や土砂で放水路を閉塞するような異常な堆積状況が見られるなど、必要であれば大阪府に対策を要望していきたいと考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、お聞きしますと私が言っている所は、いわゆる治山ダムということで、危険性が無いというようにとっていいのかわかりませんが、現実には、土砂がもうオーバーして、下の川にどんどん流れている。

今の答弁では、少しずつ上から流すのだというように私には聞こえるのですが、本当にそれでいいのかという思いはあります。

その辺、誰が見ても現場を見ると、こんなにいっぱい溜まっている、危ないな、こう思いますので、少しでも、たとえ1メートル、2メートルでも現場から隙間出すように、土砂を取り除いていただくような大阪府にそのような対策を要望していただきたいと思います。

できるだけ早く終わりたいので、この程度にいたします。

あと、ハザードマップの改定についてお伺いしたいと思います。

今、現状的には合致しない、もう少し枠を広げないといけない、そういうところもあるように受け止めておりますが、そういう意味で早急に改定をしなければいけないと思いますけれども、いつ頃を目途に改定を考えておられるのか、お伺いします。

○奥野 学議長 危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 ご質問にお答えさせていただきます。

本町では、平成25年度にハザードマップを改定し、平成26年5月に、岬町住民の皆様各戸に配布をしたところでございます。

前回の改定から年数も経過しており、現在までに土砂災害防止法に基づく大阪府による土砂災害警戒区域の指定箇所など、新たに住民の皆様にお示しする必要がある情報もありますので、早期に改定する必要があると考えております。

なお、大阪府岸和田土木事務所においては、水防法に基づき作成の必要がある洪水予防河川及び水位周知河川の浸水想定区域図から順次作成を行っており、令和3年度末までには岬町内にある四つの大阪府が管理しております二級河川の氾濫に伴う浸水想定区域が公表されると聞き及んでおります。

本町としましては、町内四つの二級河川の浸水想定が公表された後にハザードマップの改定に着手したいと考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 岸和田土木事務所のほうで、水防法に基づく新しい洪水予報、また水位周知河川、浸水の想定区域図が作成されるということですから、されましたら、早急をお願いをしておきた

いと思います。

住民の方はこのハザードマップ、これを見て、私たちが住んでいるところは安全かどうかということの判断基準となっておりますので、特にいつも聞かれるのはみさき公園団地、18区周辺の方々からもよく聞かれます。

そういうところの心配のないハザードマップを早急に計画していただきたいということをお願いしておきます。

私、色々な角度から住民の生活を守るための質問をさせていただきましたが、町の事業として安全対策のために取組みを早急に行っていかなければならないと思います。

岬町強靱化地域計画では、令和2年度から令和11年度までの10年間となっておりますけれども、他の市町では5か年計画でやっていきたいという思いで国や府にも補助金をお願いに行っているところもたくさんございます。

そういう意味では、早急に岬町も陳情活動も行い、10年計画ではなしに5年ぐらいでこれぐらいのことをやり遂げるような手当ができないのかどうか、その辺、もちろん町だけでできませんから、大阪府や国の方にも予算取り等をしていかなければなりませんけれども、心積もりをまずお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 ご質問にお答えします。

道工議員ご質問のとおり、岬町強靱化地域計画の計画期間は10年となっております。

この計画期間につきましては、近隣市町についても概ね10年となっているところでございます。

しかしながら、強靱化にかかる施策については10年という計画期間にはとらわれず、早急に必要な施策もございます。

本計画を取りまとめました危機管理担当としましては、必要に応じて本計画の見直しを行い、また、各施策の所管部署においては優先順位を設け、町の財政状況を考慮した上でできるだけ速やかに実施していく必要があると考えています。

なお、施策の実施にかかる国や大阪府等の補助金についても確保できるよう、関係機関に積極的に要望活動を図っていく必要があると考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 とにかく10年と、10年経ったら私は生きているのか分かりません。生きているうちにやってください。

町長は色々なこととしてくださっています。子どもの事など色々としてくださっています。

本当に安心して地域性といいますか住んでいけるのかどうかというのはまだなかなか心配な部分もございます。

ぜひともそういう面の取組みを、私はやる気があれば5年間でこの事業は全部できると思います。そういう思いで、ぜひ行っていただきたいと思います。

特に、この事業は庁内でのまちづくり戦略室や総務部、しあわせ創造部、都市整備部、教育委員会にも及ぶかなり広範囲なメニューであります。

住民の安全を考え、関係する部署でしっかりと調整していただきまして国や府と連携をして、1年でも早く岬町強靱化地域計画を推し進められますようお願いをあえてしたいと思いますが、最後に町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員の質問にお答えいたします。

住民の生命と財産を守る安全なまちづくりのためにいろいろとご提案、ご質問をいただきましたことをまずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。

この計画は国が国土の安全を守るために今後10か年の計画を立てるよとということで、令和2年6月に私ども計画を立て、国、大阪府に要望書を提案させていただきました。

この項目の中で基本目標というのが4項目あって、まず人命の保護が最大限に諮られること。

2番目として町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。

3番目に町民の財産及び公共施設にかかる被害の最小化、減災、縮災を図ることとなっております。

また、4番目には迅速な復旧を図ること。このことが、今、道工議員からご指摘を受けた、またご提案を受けた問題かと思っております。

特にそういった対象とする災害とか事前に備えるべき目標とかいうものがここに網羅されておりますので、こういったことを含めて10か年は長いじゃないかというご指摘もございます。

しかし、計画は一応10か年となっておりますけども、議員おっしゃるように、中でローリングをしながら、先にやれるものはすぐにやっていく。

特に強靱化、必要なものは前倒しをしてやる。少し、これは10年以内でやったらいいなというところがあれば、それは後ろ倒しして、優先順位をしっかりと決めて計画をして事業実施に当たりたいという気持ちは持っております。

しかし、こんなことを言うと大変失礼な答弁になってしまうか分かりませんが、例えば100

億円の事業をやろうとしたら、やはりそこについてくる45億円の財源が必要となってくる。

つまり、国が55%の補助しかない、大阪府はほとんどこれについては補助が今のところないということなので、今後、国会議員の方等ともご相談をさせていただいて、そして少しでも財源確保に向けて努力をし、そして、少しでも10か年の計画が前倒しできるように頑張ってもらいたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長のお考えを聞かせていただきました。

本当に広範囲にわたりますから大きなお金が必要です。

ただ、やっぱり国も特に今、政府がこの事業を推進しようとして一生懸命力を入れている事業でありますから、これにやはり乗ってほしい。そうして、予算のある間に1円でも多くの予算を確保する。

大阪府選出の色々な国会議員の方々がどんどん来てくださると、一緒について行きますからと言っておられる事業でございますので、ぜひとも庁内で取りまとめていただいて、一日も早くこの事業が全て終了しますようお願いをして、私の質問を終わります。

○奥野 学議長 道工晴久君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時26分 休憩)

(午後 2時40分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。

それでは、一般質問を始めたいと思います。

まずは、みさき公園のあるべき姿についてという通告をさせていただいております。

6月に行政が行った新たなみさき公園整備に向けたアンケート結果も公表され、事業者を公募する内容を決める参考にするため、再度サウンディング型市場調査を実施すると公募されております。

時間をかけて新たなみさき公園を作り上げるのであれば行政として全体像のイメージをしっかりと持った上で進めなければ無理が生じてしまいます。

今回は、財政を潤してくれる公園の形を目指すべく、町行政はどのように考えているのか問い

ていきたいと思いをします。

南海電鉄が運営してこられたみさき公園は、岬町や近隣に住む方々だけでなく、中には関西圏外にお住まいの方にも認知されているほど親しまれ、愛され、岬町にとって大きな観光資源でした。

学校などの遠足や三世代でのピクニック、夏にはプールと動物園が同時に楽しめるため、多くの家族連れが訪れることのできる遊園地であり、訪れた家族にとってかけがえのない思い出を作ることができる場所として子育て世帯を中心に愛されていました。

それを物語るように、最後の日には、新型コロナウイルス感染症に対しスタッフはもちろん、来場者も最大限に気を付けながら、本当にたくさんの方々が訪れ、惜しまれながら幕を閉じられたわけですが、まずは、南海電鉄が運営されていた時の来場者数や売上げ収入などの数値についてお示しください。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 松尾議員のご質問にお答えいたします。

南海電鉄株式会社の公開資料によりますと、「ぷーるらんどRIO」が新設された昭和62年度以降の来場者数のピークは平成元年度の約72万人となっています。

その後、平成13年にはUSJの開業の影響を受けるなど、約40万人前後の来場者数が続きました。

また、イルカ館をリニューアルした平成21年度には約43万人を超えましたが、その後は減少傾向が続き、平成29年度にはピーク時の半分である約36万人の来場者数となってございます。

また、収入額につきましては、入園料収入の割合が最も多く、次に、イルカショーなどのイベント収入並びに遊具及び飲食などの委託事業収入、次に、駐車場収入の順となっております。

過去数年間の収入総額を言いますと、平成27年度が9億7,000万円、平成28年度が8億4,000万円、平成29年度が8億6,000万円となっております。

なお、参考に、営業損益額については平成27年度は2億5,000万円、平成28年度は3億6,000万円、平成29年度が3億3,000万円と多額の赤字となっておりますということでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、吉田理事からご説明をいただきましたとおり、来場者数が減少し、営業損失が増えたことにより南海電鉄は事業継続が困難との判断に至ったのだと、これは南海電鉄の

通知文にも掲載されております。

町長は、以前から2億円の赤字が出ていたから、以前のような遊園地は駄目だと言っておられました。そのご発言は、なぜ赤字になったのか、その詳細まで把握してのことだったのでしょうか。

その額面に至る根拠となる詳細な情報を南海電鉄から入手し、町としてそれをしっかりと精査し、きちんと把握した上で次のみさき公園の方向性を考える議論をされて現在に至っているのでしょうか。

先ほど、収益の割合についてはご説明をいただきましたけれども、逆に、何が一番の経費となっているのかも確認して、その辺の見極めをしっかりと行ったのでしょうか。

全盛期には、大きな営業利益が生み出されていたはずですが。来場者数と照らし合わせて、その収入の推移比較をなされたのでしょうか。

これらをしっかりと行っての今なのであれば、いつ、どの程度行って、どのような結論に至り、現在の方針で動かれているのかというのをお示しいただけますでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

南海電鉄のみさき公園の運営事業からの撤退の申出の際、公園事業収支は赤字が続いている旨の説明がありまして、その裏付けとなる資料を平成30年8月頃に入手いたしました。

その内容は今、説明申し上げたとおりで、南海は公園事業決算データは非公開とする考えから、その後も詳細な説明や資料の提出はなく、これをもって本町が経営内容を検討することができない状況でございました。

また、平成29年度で約33億円の特別減損処理を行ったことにより、公園施設及び土地の帳簿上の価格はゼロである旨の説明も受けております。

こうした状況の中、公園事業撤退の申出を受けましたが、本町には公園運営にかかるノウハウがなく、引き続きみさき公園の経営を引き継ぐことができないことから、南海に対して、撤退後の後継事業者を探すことや将来のまちづくりのためにも公園用地の無償譲渡などの条件を南海に提示し、協議を重ねてきたところでございます。

それ以後の経過は、既にご説明させていただいているとおりですが、こうした南海との協議と並行して、新たなみさき公園の整備運営等の事業におきましては、6月の全員協議会の場でも説明させていただきましたとおり、民間事業者の活力を導入するなどの基本方針のもと検討を重ねて6月に実施したアンケート調査の結果なども反映した事業概要を取りまとめ、先日公開させて

いただいたところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 吉田理事からご答弁いただきましたけれども、細かい数字等々を精査しているかという、そうではなかったということでもあります。

そうであれば、単純に赤字だからという内容で、今までの公園の方向性を否定したり排除するというのは、ちょっとその段階では早いのではないかと私は思っておりません。

これからのみさき公園の明確なイメージを持つために必要なのは、過去の実情を分析して、なぜ南海電鉄が撤退に至ったのかを正しく把握していかなければならないと思うのですね。

最初の質問のお答えで、吉田理事からもお話があったとおり、ピーク時である30年ほど前には72万人の方がみさき公園を訪れていたわけです。

その当時の賑わいを生むことができれば、みさき公園は再び岬町を豊かにしてくれるのは言うまでもないと思います。

人が集まる公園でなければ収益が出ないことも当然のことでしょう。

同じ大阪府にひらかたパークがありますね。最盛期の昭和49年には約160万人の来場者数を誇りましたが、先ほど理事がお話しされたように、レジャーの多様化やユニバーサルスタジオジャパンが開園されるなどの要因で、平成23年には90万人を割るまでに減少し、経営も苦しい状態になりましたが、様々な工夫を取り入れ、ここ最近では、来場者数が120万人を超える年が続いているということなのです。

また、前にも私が出しましたサンリオピューロランド、来場者数が平成25年には約113万人まで落ち込みましたが、平成30年には、たった5年でほぼ倍の約219万人にもなっております。

今述べた二つの事例は、私の一般質問では、公園再起の方法事例として取り上げましたが、この二つが現在も運用を続けられているのは、来場者数が増えたからで、そうなるようにしっかりと目標を定め、アイデアを駆使し、仕掛けをしっかりと作ったからにほかなりません。

新たなみさき公園についても、そのようにしっかりと目指すところを明確に持つ必要があると思います。

町行政は、コンサル事業者のみさき公園事業の構想などを含めてお願いすると、半分丸投げというように私は判断をしましたが、そうであったとしても、事業を委託する事業主は誰でもない町行政です。

この町行政がしっかりと住民の意見や要望等の声を聞き、反映した上で、これまで以上に、

我々住民のまちの愛されるシンボルとなるような公園にしなければなりません。

また、そうあり続けるためには、やはり今まで以上に来場者や、また過去以上に仕事や雇用を生む、多く生む必要があるし、公園があるから町財政が潤っているのだというようにしなければならぬと私は思います。

それを、持続可能な形で運営できる公園にさせていただきたいのですね。決して、住民から今後、公園管理に税金等の負担を強いられるような、または、そうなりそうな公園事業では決していけません。

町行政として、公園事業における来場者数の目標値はどれほどを見込んでいるのでしょうか。

今までの公園は赤字だから駄目と言われているのであれば、以前のみさき公園の全盛期以上の来場者数を見込むような事業を想定しているのでしょうか。

自然公園として運営し、収入の見込めない公園とするならば、それは赤字経営と同じで経費だけが掛かってしまいます。

近隣に既にあるような、ありふれた自然公園にしてしまえば、以前のみさき公園では経営困難と判断された入場者数36万人ですら目指すことができないのではないのでしょうか。

公園を管理する交付金があるからと高をくくっているのならば、後々、本当に岬町が、また岬町に住む住民にとって大変なことになりかねません。

だからこそ、今の時点からきっちりと集客があつて、収入のある公園ビジョンを作らなくては いけませんし、岬町のものにする決めた以上は、まちとして高い目標設定をする必要があります。

みさき公園はまちのシンボルです。

まちのシンボルを守って町財政を支えてくれる営業利益を实らせることができるような事業を 目指さなければならないのです。

町行政として、そのようなイメージをきっちりと持っているのでしょうか。目指している収入 規模はどれくらいなのでしょう、併せてお答えをいただきたいとします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

新たなみさき公園の来場者数や収入額の目標値を持っているかということでございますけども、本町では現在、新たなみさき公園整備にかかる基本的な方向性を始め、公園用地の概要、整備事業の方式、事業スケジュールなどの事業概要を取りまとめ、民間事業者の創意工夫を取り入れ自然を生かした幅広い世代が交流する魅力ある公園の創出を目指し、サウンディング型市場調査に

よる個別対話の実施に向けた手続きを行っているところでございます。

このサウンディング型市場調査におきまして、町が想定する事業内容や事業の採算性を始めとした調査項目についての意見を聴取し、その内容や新たなアイデアをこの事業の実施方針や事業者募集要項に盛り込み、民間事業者が参入しやすい事業としたいと考えております。

よって、このサウンディング型市場調査の結果を踏まえ策定する新たなみさき公園にかかる実施方針や募集要項等を確定させる中で、議員ご指摘の前提となる入場者数や収支状況などの試算をする予定としてございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今、吉田理事がお答えいただきましたけれども、そのサウンディング型市場調査で意見を聞くためにも、町行政として考えている公園事業内容を明確にしておかななくてはならないのではないのでしょうか。

民間事業者が意見を言ったり、事業提案しようにも、入場者数や収入規模をどれぐらいの目標値にするのかなどきっちりと定めておかないと、幾らサウンディング型市場調査で良い提案があったとしても、その判断基準にぶれが生じ、しっかりと見定めることができなくなります。

既に募集を始めているサウンディング型市場調査です。民間事業者と対話する間に町行政としてしっかりと方向性と目標設定を定めていただきたいと思います。

そして、南海電鉄がみさき公園事業から撤退し、現在、公園運営がなされていないことで最も影響を受けたのはみさき公園で働いていた方々です。

南海電鉄が撤退を表明した文章に記載されていた直属従業員数は48名とのことでしたが、その他のアルバイトスタッフ、また園内事業者、そして施設では遊具のメンテナンスに入る技術者なども含めて考えていくと、町内でも類を見ないような雇用の創出をしてくれていたといえます。

それは、遊園地や動物園という接客サービスや動物の世話など、多種多様な仕事があるからこそでした。

町内の方でも、町外からでも岬町で働くことのできる大きな雇用口が失われたのです。

町として、みさき公園を岬町のものにする決断をした以上、その代わりとなるような、もしくはそれ以上の雇用、仕事の創設もまた、行政として新たな岬公園に求められることと考えていますが、どのようにお考えでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 雇用の考え方についてのご質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

新たなみさき公園の運営等の事業は長期間にわたり民間資金、経営能力及び技術的能力の活用により良質な公共サービスの提供と民間事業者の事業機会の創出を図ることを目的として事業者からの提案を募集する予定としております。

この考えのもとに、今月末に実施するサウンディング型市場調査の個別対話の中で、参加事業者から提案される公園の維持管理や運営に必要とする設備や人材など、とりわけ地域活性化の要因となります地元雇用や地元企業との協働などの活性化策の内容について、本町の現状を踏まえた個別対話を行っていきたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 まちを活性化させるには、人の動きが欠かせません。

人の動きとは、岬町を訪れる方のことはもちろんですが、働ける環境があり、岬町で仕事ができることもまた人の動きです。

今、お答えいただいたとおり、しっかりと岬町の現状を真摯に受け止め、雇用も仕事の創出も叶える公園事業を目指していただくよう要望したいと思います。

さて、新たなみさき公園の事業者選定委員会を設置することは前回の6月議会で伺いました。

この選定委員会にて選ばれた事業者が新たなみさき公園が進む道を担うわけですから、委員となる方々の意見や考え方、公園事業に対して持っている思想はとても重要です。

そして、本当に岬町とみさき公園のことを考えてくださり、より良い方向に進める選択をしてくださる方々に担っていただく必要がある重要な役割となります。よって、選定委員の委員構成は極めて重要になってきます。

この選定委員について、委員数は何人で、どのような方をお願いすることを想定しているのでしょうか。

委員を選ぶ基準として、町財政を潤すための公園事業をしっかりと考え、事業者選定に挑んでくださるような方をお願いできるように定めているのでしょうか。

もちろん、せっかく行政で新たなみさき公園事業に関するアンケートも行ったのですから、その町民の声をきちんと反映させる考えを持たれている方をお願いするというのも大事ですし、そして、私がこの選定委員のメンバーに必ず入れるべきと考えるのが、岬町に住む方々の中から選任される公募委員です。

専門的知識を持った方々の理論的な考えのもとに選定することも大事ですが、まちの声、町民の思いもしっかりと反映していただかなくてはなりません。

公募委員は何人予定されているのでしょうか。

また、この委員候補を選ばれた後、正式に委員として依頼される前に、その候補者に対してヒアリングや面接を行う予定はしているのでしょうか。

例えば、一方的に専門の方だからとか、よく同系統の選定委員を担っておられるからと、こちら側の勝手な認識だけで選んだとすれば、岬町の過去や現状を深く理解したより良い事業者を選定いただけるのかどうか不安に思っている住民の方も多いです。

これらの委員の選定基準や方法についてもお示しいただけますでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 選定委員の選任方法のご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、事業者選定における審査委員の委員構成につきましてですが、新たなみさき公園整備運営等の事業は民間活力の積極的な導入を予定しておりますので、民間事業者の選定に当たってはこの方針を踏まえ、PFI法に規定します客観的な評価及びその結果の公表を行う必要があります。

これはPFI法第8条に規定されておりますが、このような観点から、まちでは、岬町PFI事業者選定審査委員会設置要綱を策定の上、この客観的な評価に必要な都市計画やまちづくり、観光などの専門知識を有する大学教授のほか、金融、法務などの専門知識を有する公認会計士や弁護士など有識者5名で構成する予定でございます。

次に、議員ご指摘の町民の声にも耳を傾けられる委員を選ぶ考えにつきましては、新たなみさき公園にかかる事業概要を既に公表いたしておりますが、サウンディング型市場調査の結果を踏まえまして、PFI法に定める新たなみさき公園整備内容を具体化する実施方針及び要求水準書などの策定作業に移ってまいります。

この専門的な手続内容について、各専門委員の皆様にご説明を町からさせていただいて、町の方針を理解していただいた上で客観的評価をしていただく考えでございますので、委員の選任においては、さきの説明のとおり、PFI法に規定する客観的評価に必要な専門知識を有する方々を選任したいと考えています。

なお、新たなみさき公園にかかる事業概要につきましては、今後のサウンディング型市場調査における対話結果によっては、町が示した事業概要を修正するなど、柔軟な対応を取る必要があることにつきましては、既にご説明したところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町財政を潤してくれるような公園事業ができる事業者を選定するには、私も申し

上げましたけれども、確かに専門的知識を持った様々な分野の方のご意見は重要であり、必要なことです。

けれども、私が心配しているのは、やはり岬町にある公園なのです。町民の声が反映できなくては、それは住民や町が望まれた姿にできなくなるということではないでしょうか。

しっかりと町民の思いを受け取り、その声を反映させることができる事業者を選定できる委員構成となるよう、また、なぜこの方を選定したのか、後ほど多くの住民に理解を得られるように、しっかりと考慮し検討していただきたいことをお伝えしてこの質問を終わります。

次に、既存の町有施設を有効活用した子どもたちの居場所づくりを目指してということで、前回の6月定例会一般質問でも提案しました、支援を必要とする家庭で育つ子どもたちへの支援制度、私は勝手に名前を命名しましたが、みさきキッズデリについてです。

前回は、現状のコロナ禍等を含む災害時、いわゆる有事の際に子育て世帯の援助が行えるような事業にと私は提案しましたが、行政からの回答を伺いながら、再度、私の中で考えると、有事の際、すぐに支援を行える体制を作るには、日頃から活動している事業でないとなかなか難しいと感じました。

実は、前回に引き続き提案するには理由があります。

新型コロナウイルスの影響で、3月から学校などが長期にわたる臨時休校となり、子どもたちは一日中家で過ごすことを余儀なくされ、あるひとり親世帯の保護者から相談を受けました。

いきなり休校になってしまうと、子どもが1日、日中家で一人になってしまうため、仕事を休まざるを得なくなり、収入減と食費増による生活が苦しくなっていますと。

預ける先があったとしても、そこにかかる費用がまた家計を圧迫してしまうので困っているということでした。

岬町には、ひとり親世帯がおおよそ120世帯以上もある中、同じ思いを持った家庭は少なくないと考えます。

また、長期臨時休校の果てに学校に行けなくなった子どもたちが全国で少なくないというニュースも耳にします。

岬町で、今回はそのような児童生徒がいなかったとしても、子どもたちが、いつ、そのような辛い状況に陥ってしまうのか、理由と原因がどこにあるのか予測はできません。

そこで、岬町の子育て支援、生涯学習支援の特色となる事業展開を行っていくことを提案したいと思います。

この私が提案する岬キッズデリは、岬町内で住む地域や年齢、生活環境、子ども自身が抱える

問題、悩み、障がいなどで分け隔てすることなく全ての岬町に住む子どもたちが集える、地域で子どもを育てる拠点づくりとも言えます。

町有施設の調理室や貸館の空いた時間を有効活用し、自身の子育てが終わり、新たなステージを迎えたベテラン世代にも協力を得ながら子どもたちがここに来ると楽しい、安心する、来たくなる、そんな家や学校とは別の居場所を作ることが目的です。

具体的には、子ども食堂の良い要素を取り入れた岬町独自の事業とするのです。

子ども食堂といえば、共働きなどで子どもが家で一人になる時間が多い家庭の子どもたちの食事と居場所の提供を主な目的とし、無料や安価で食事が提供される場所として、今では多くの自治体で実施されています。

子どもたちが集まり、地域の人々とともにみんなで温かいご飯を食べることで、子どもたちの心と体の健全な成長と社会性を育める場所として、忙しい子育て世代を地域で支援するというイメージが強いのですが、この私が提案するキッズデリでは、ただ地域の方々が作ってくれたご飯を食べるということではなくて、作る工程から子どもたちが参加するというものです。

子どもたちだけではなく、一緒に来ることのできる親も参加して、地域の方々から教えてもらいながら一緒に作ることで、地域の方と子育て世帯のより深い繋がりが生まれます。

子どもたちにとっても地域の人と常に交流できる機会が生まれ、地元に関心を持つきっかけとなり得るでしょう。

もちろん、仕事などでその子の保護者が来ることができなくても、地域の方や参加している保護者の皆さんで、来ている子どもたち全員を迎え入れる体制を作ることができれば、どんな状況の子どもたちにも来やすい環境となります。

食事の提供だけではなく、貸し館を利用してレクリエーションやハンディがあっても一緒に楽しめるスポーツ体験事業を行うなど、様々なことが同じ場所で体験できる、学べる、遊べるということが子どもたち自身で感じてもらうことができれば、そこが子どもたちにとって居場所と認識してもらえenと思います。

そして、子どもたち自身が居場所と認識してくれることができれば、有事の際にも子どもたちは安心してそこに集まることができるでしょうし、常に行っている事業の延長線であれば、臨機応変に対応することも容易になるでしょう。

また、一般的な子ども食堂でよく問題になるのが、担い手と資金が不足するという事です。だからこそ必要とされるこのような事業を民間やボランティアだけに頼るのではなく、町行政が行う住民サービスの一環としてしっかりと計画を行い、安定して行える体制を整え、住民が

安心してずっと利用できる事業として確立できれば、岬町に住む子育て世帯にとっても町外に住む世帯にとっても魅力ある岬町として認識される一つの特色となり、これが地方創生の事業の一つとなる岬町にしかできないものになると私は確信しております。

行政だからこそできる、そんな事業展開を行えるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。お答えをお願いします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

今、議員説明していただきました子ども食堂の観点から現状について説明をさせていただきたいと思います。

議員ご紹介いただきました子ども食堂は、地域住民や自治体が主体となり無料、もしくは安価で子どもたちの食事を提供するコミュニティの場です。

現在、子どもたちの食事提供の場としてだけでなく、家事をする時間のない家族などが集まって食事をする場所もございます。

子ども食堂のメリットは、手作りの温かい食事が無料、または安価で食べられることができることや、アットホームな雰囲気です。

さらに、子ども同士のコミュニケーションを取ることができる反面、課題もございます。

子ども食堂はボランティアを初めとした多くのスタッフが必要ですが、本町ではボランティアの高齢化が進み、協力していただけるボランティアの確保が困難であると考えております。

また、事業開始に当たっては光熱水費などの運営費や食材料費も日々必要で、さらには食事を提供する上でアレルギーを持つ子どもへの配慮も必要となってきます。

このように、子ども食堂には多くのメリットがある反面、事業開始に当たっての課題も多く、慎重に対応する必要があることから、現在、本町には子ども食堂はございません。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 私からは教育委員会の立場からキッズデリ事業についてお答えをさせていただきます。

子どもたちや地域の方々との交流を主とした生涯学習事業としましては、親子夏休みイベントとしまして勾玉づくりなどの歴史体験教室、町内の河川に生息する生き物を観察する自然体験教室や天文教室などを実施しております。

また、各種団体と連携した事業としましては、青少年指導員協議会主催の夏休みキャンプ事業や、岬ライオンズクラブと共催する橋逸勢書道教室のほか、PTAなどの団体が主体となった親

子料理教室を開催した実績があります。

キッズデリ事業の実施に当たりましては、先ほどのしあわせ創造部長からの答弁にもありましたように、ボランティア等の人材の確保や協力、食材等の運営費や施設の選定、アレルギー対応など多くの課題があり、現時点では事業として実施することは難しいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 お答えをいただきました。

現状、私が提案するようなキッズデリや居場所づくりは岬町では難しい、できないということで、とても残念です。

私はそうは思わないのですけれどね。

松井部長からもあったように、全国にある多くの子ども食堂で抱える問題として人材確保というものがあると思います。

人と人の助け合いの気持ちで成り立つボランティアに従事してくださる方は、何にも代えられない地域の財産ともいえるでしょうね。

ただ、そのボランティアが集まらないから事業が行えないという逃げ道にするのではなく、必要な事業であれば、それに見合う対価を用意し、人材を確保する検討も必要なのではないのでしょうか。

町の特色として展開していくのであれば、基盤はよりしっかりとしなければなりません。

もちろん、ボランティアにお願いできるところは積極的にお願いし、その軸としてしっかりと対価を支払い、事業を展開することができれば、その事業が長く続けられる要因となるはずですよ。

また、私が少し調べたところによると、関係各省、内閣府や文科省、厚労省などが子どもの居場所づくり事業に対し交付金や施策の予算化をしております。

そのような交付金や施策をどんどん活用すれば費用面についての課題は軽減されるでしょうし、私であれば率先して活用したいと思います。

そして、教育次長からお答えいただきましたが、地域と子どもの交流事業についてはもちろん、その時々で行われるイベントは、子どもたちにとって大変貴重な経験になり思い出になることでしょう。

過去に行われた実績も大切ですが、現在も続いている事業があるならば、それをベースに私の提唱するキッズデリで定期的に行えるような事業として検討できるのではないかと思うんですね。

同じカテゴリーの行事内容で種別化する様々な方法が考えられると思います。

私は以前、学校と地域がさらに連携することで、学校や子ども、また地域が抱えるそれぞれの課題解消法が出来、ひいてはそういった中で育った子どもたちは町で育ったことに誇りを持って町に留まるとか、または、出ていったけれども帰って来るようになる。

そういう施策というか、ソフト作りが地方創生であるのではないかということを以前ここで提案しました。

そして、その子どもたちが、今度は大人になった時、地域の人となった時でも、同じように子どもを支援するようになる。これが、当時、私は子育ての循環型まちづくりではないのかと提案しました。これも同じだと思うのですね。

子どもと地域が日頃から接して色々な事業を共にする、これが結局、子どもの時の思い出であったり、良き思い出になって、そして、また岬町に帰って来よう、そういう気持ちにさせる事業に繋がると思うのですね。

せっかくある町有施設、ぜひ最大限に子どもたちのために活用して、岬町に住む方々にとって価値のある施設となるよう、そして、子どもたちにとって居心地の良い拠点を作れるような事業展開を子育て世帯に優しいと、町は謳っているのであれば、前向きに検討していただきたいと強く要望しておきます。

次の質問に移りたいと思います。

岬町総合計画を誰もが理解し計画達成できる意味のあるものにするためにということでお伝えしております。

総合計画は岬町が目指す将来像などの基本構想を示し、まちづくりの最上位計画として策定されているものです。

現在、第5次計画の策定中で、私自身も今回、厚生委員会委員長として策定のための審議会に参加させていただいているわけですが、計画を立てるからには達成をしなくては作る意味がありません。

この総合計画がまちづくりの指針となるわけですから、作った人だけが知っているというような状態では計画を進めることすらかないません。

岬町行政職員一人ひとりはもちろん、まちづくりの主役である岬町に住む方々や岬町の企業、事業者が一丸となって計画を理解して達成に向けて岬町全体で取り組める仕組み作りについて提案したいと思います。

総合計画に基づいて様々な事業を遂行していくために、岬町にはたくさんの計画が策定されております。

それは岬町だけではなく、全ての市町村でも言えることですが、そのたくさんの計画について、存在すら認知していない住民の方々も少なくはないと感じております。

出来上がったものの概要のみを回覧板での各戸配布や岬だよりに掲載したとしても、それが住民の記憶に残ることは難しいのではないかと思います。

計画を完成させる前に行われるパブコメ、いわゆるパブリックコメントの募集は、町民がその計画に対してもっとこうしてほしいとか、こうあるべきだという思いを伝えられる唯一と言ってもよい制度です。

けれども、そのパブリックコメントの募集期間や募集方法などがあまりに目立たず、その制度自体も住民に知らされていないのではないかと感じております。

そこで、今までに行ったパブリックコメントの募集件数と、その結果についてお教えいただきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、総合計画は本町のまちづくりを進めるうえで最上位に位置づけられる計画であり、あらゆる計画の基本となることを初めにお伝えさせていただきます。

岬町のパブリックコメント制度は、平成17年4月に始まりました。

この制度は町に政策形成過程において公正の確保と透明性の向上を図り、町民の町政への参画と町民の協働のまちづくりの推進に資することを目的として導入されました。

平成17年の制度導入後から現在まで、この制度を使って42件の意見募集が行われました。

パブリックコメント制度は、町が施策の策定を行う際に皆様のご意見や情報を考慮して最終的な政策案を作成できるとともに町の考え方も皆さんにお伝えできる制度だと考えております。

過去の実績ですが、42件の意見を募集したところ9件のご意見がありましたが、33件については意見などはありませんでした。

この結果からも、今後、より多くの方からご意見をいただけるような取組みが必要であると考えております。

パブリックコメントの手続の流れとしては、各課がある政策を実施しようとする際に、町として皆様からの意見が必要であると判断した場合、まず、広報岬だよりなどにより意見を求めようとする町の政策等の名称、概要、公表時期、意見募集期間公表方法、意見等の提出方法などを周知します。

その後、対象となる施策に関する基本的な計画や基本的な方針を定める条例などについて、そ

の案や資料を町のホームページ、本町及び各出先機関で閲覧配布、また情報提供コーナーでの閲覧配布などにより公表しております。

今後は広報岬だよりでの告知も記事を目立つ場所に掲載し、内容を分かりやすく改善するとともに、町のホームページではトップページにパブリックコメント用のバナーを作成し、各原案のページへ直接移行できるように改善いたします。

今後とも、より多くの方からご意見をいただけるよう、町のフェイスブックでも呼びかけなどを行うなど、町民への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 寺田理事からご回答のあったように、やはり寄せられた意見というのがあまりにも少ないと言わざるを得ない結果だと思うのですね。

パブリックコメントの募集を行っていますとは言っても、これでは町民の意見を聞きまじとは言えないのではないかと思います。

先ほど、寺田理事から回答いただいたとおり、周知することも大切ですが、もっと簡単に、気軽に意見を届けられるような形をとるべきだとさらに提案したいと思います。

例えば、完成する前に、住民の意見を幅広く聞けるように、素案概要を作成して、それを各戸配布します。

その素案概要には切り取れる返信ハガキを付けておき、意見を返してもらう方法はいかがでしょう。

この方法は、私が委員長を務めさせていただいております広報委員会が作成している議会だより岬でも行っていますが、既に一定の結果が出ております。

町のホームページを見たり、役場や各施設に置いている資料を見に行く時間を作ることが難しい方でも意見することができますし、自分の意見が反映されるかもしれないとなれば、出来上がったものを見るより、より注目して見ていただけるのではないのでしょうか。

そして、この手法は町の今を町民に伝えて、町民がそれに対しての質問や意見を返せる方法になるのではないのでしょうか。

先日の議会運営委員会で、10月からタウンミーティングを開催するとお知らせいただきました時にも、私はこのコロナ禍の中で、全国的にもなかなか収束しない状況下で開催するのは行政としてどうなのか、いかがなものかということをおし上げております。

直接人を集めて開催せずとも、私が先ほど提案したような手法でパブリックコメントを受け付ける手法のほうがコロナウイルス感染のリスクをゼロに近くせるし、タウンミーティングの日程

に参加することができない方々にもより多くの方から、そして、より多様な意見を寄せられる可能性が高いと提案しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらない現状で、集まることや密になることを避けるよう町内放送やホームページ、広報誌等で積極的に町民へ協力をお願いをしてきた岬町行政自身がタウンミーティングを開催することに矛盾があり、町民の理解を得られにくいのではないかと私は考えておりました、開催すべきではないのではないかと思います。

国や行政がお願いすることに協力の意を示し、岬町内で今でも練習や活動を自主的に自粛されている団体もありますし、特に、高齢の方からはもしも感染したらと思うと怖くて集まれないというお話も伺っております。

そんな方々の声もきちんと聞くことが大事なのではないでしょうか。

今、私が提案した方法で行えば、より多くの方から、より多様な意見をいただけるように思いますし、今の時世を考えた方法だからこそ住民の皆様にも理解を得やすいと考えます。

ぜひ、タウンミーティングの開催方法についてもこのような手法を取り入れた開催とするよう見直していただきたいですし、今後、総合計画だけではなく、様々な計画を立てる際にも住民の声、ニーズをより踏まえて策定できるよう改善していただきたいと思います。

そして、この総合計画が様々な事業の方向性も示すわけですから、その事業を担っている職員も深く理解して、日頃の業務でも目標を心に留めながら行えるような仕組みが成り立っていないとあればなりません。

そうなれば、まちづくりの最上位計画である総合計画に沿ったそれぞれの事業運営やその事業の計画を作ることができませんし、それぞれの計画の整合性も取れなくなることも考えられます。

計画策定後に職員間での情報共有や進捗管理と報告についてはどのように行っているでしょうか、お答えをお願いします。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに計画を策定するに当たり、本庁内の各課との連携が必要になる場合がございます。

各計画により様々ですが、総合的、横断的な対応が重要であると考えており、所管事務事業の現状、課題、社会経済行動等の変化に伴う将来的な対応について検討する場合もあることから、計画策定に伴う調書の作成などを行う場合は、各担当課のヒアリングを実施して意見を反映させていただいております。

次に、策定後の進捗管理ですが、計画により期間、数値手法は様々ですが、目標実現に向けて

の計画の進捗をマネジメントするため、その達成過程にも重要業績評価指標（KPI）を設定し、住民、民間団体の関係者や学識経験者といった住民の参画を得た推進会議などで意見を得ながら毎年度計画検証やPDCAメカニズムを機能させ、内容によってはその取組みの在り方に改善を加え、必要に応じて見直し、改定を行い、目標の実現を目指しております。

また、内容についてはホームページで公表し、住民の皆様にも周知しているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 時間を見ると、余裕がありませんから急ぎます。

計画策定前に各課から意見聴取を行い、計画に反映させているのは分かりました。しかし、重要なのは計画策定後ではないでしょうか。

この質問の最初にも述べたように、職員一人ひとりの計画に定められた目標を意識して業務に向き合わなければ、計画を進めることも難しいのではないのでしょうか。

例えば、役職級の方はもちろん、担当職員も計画についてより深く認識し、課題共有と達成のためにどう業務を行うかを検討し合い、確認できるような職員勉強会などを行っても良いかもしれません。

そして、総合計画はそもそも住民のために作られているものですから、途中経過についてもホームページに掲載するだけでなく、議会や住民にきちんと報告する機会を都度設け、以後の達成に向けた目標を共有できるようにもっと改善していただきたいと考えます。

もう一つ、様々な計画を策定する際にコンサルティングの活用がなされております。

この第5次総合計画についても、約970万円という高額なコンサルティング委託料が予算化されておりますが、どのようなコンサルティングが行われ、どのような作業を依頼しているのでしょうか。

岬町の財政状況を考えても、この委託料は決して安くはないと言わざるを得ません。

委託している業務の中に内部で行えることもたくさんあるとすれば委託料の削減ができるし、その分を住民サービスや計画を進めていくために必要な費用に回せるのではないのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

コンサルの活用なんですけれども、本町が策定する計画では、議員ご指摘のとおりほぼ全ての計画において活用しているところが現状でございます。

委託業務の内容ですが、アンケート等の実施や各種情報収集、及びそれらの集計、分析等、ま

た図表やイメージ図作成等、テクニカルな部分で専門的な技術を活用する場合や既存の個別計画との整合など、非常に多岐にわたるデータを客観的かつ専門的に分析する必要があることから、他団体の取組みなどを調査し、課題点とその原因を分析できる経験豊富なコンサル事業者と連携することで住民に分かりやすい計画、進行管理が可能な計画作りに支援いただいております。

また、職員数が少ない本町にとっては日常業務が多忙の上、策定業務に十分な時間を確保できないなどの理由から外部委託することで新たな住民サービスへの取組みや政策整備など、住民サービスの向上につながる業務へ割り当てることが可能になることから、職員による策定は現状厳しいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君、あと1分少々です。

○松尾 匡議員 専門的な技術やコンサルティング事業者の持つノウハウを利用して、より岬町に沿った計画を策定するため、また日常業務として住民のためのサービスに支障が出ないようにするためということは理解しました。

先ほどもお話ししたとおり、コンサルティング委託料は決して安くはありません。

この委託料は岬町に住む方々の税金からも当然支払われているわけですから、本当に住民に還元できる計画を策定して、その計画の目的を達成できる仕組み作りについてさらに改善していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 3時40分 休憩)

(午後 3時50分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、ご遺族にお悔やみを申し上げます。

今なお、病と闘っている方々には早い回復を願うとともに、医療に従事されている方々への敬意を改めて申し上げます。

8月28日、安倍首相が辞任を表明しました。安倍首相には十分な治療と回復を願うものであります。

今回の辞任は、直接的には持病の再発によるものですが、同時に国内政治も外交もあらゆる分

野で行き詰った結果でもあります。

消費税の度重なる増税で、国民生活と経済に大打撃を与え、解釈改憲や特定秘密保護法、共謀罪法、安保法制、戦争法の強硬で平和と立憲主義を壊し、森友、加計問題や桜を見る会などで明らかとなった国政の私物化に対するまともな説明もありません。

外交では、アメリカの言いなりに兵器を爆買いし、沖縄の民意に背いて辺野古新基地を強行し、ロシアとの領土交渉では実質2島返還まで譲歩し、中国に対しては東シナ海、南シナ海での覇権主義的な行為にも、香港やウイグルでの人権侵害に対しても理を尽くした批判を行えず、屈從的な外交を繰り返してきました。

とりわけ、コロナウイルス感染症対応では、場当たりの対応に終始し、新しい感染症をどう抑制し収束させるかの基本戦略がないまま検査体制の拡充を怠った結果、無症状者が感染を広げる結果となり、七、八月の大きな感染の再拡大を招きました。

今、コロナ禍による国民生活は深刻さを深めており、国政上の空白は許されません。

安倍政治に代わる新しい政治で、国民の命と暮らしを守り政治の責任を果たすことが今ほど求められている時はありません。今回のコロナウイルス感染拡大により、日本社会の脆弱さが明るみに出ました。

国が公衆衛生をおざなりにして保健所を半減させ、人員も大幅に削ってきた結果、今、保健所は疲弊を極めています。

国が検査の戦略的な方針を持たないために、結果として救えた可能性のある命が失われる事態が発生し続けています。

さらに、コロナウイルス感染症対応で役割を果たさなければならない大阪府は、大阪市を廃止、分割する大阪都構想案を強行し、11月1日に住民投票を行おうとしています。

協定書はコロナ禍による経済状況の悪化が反映されていない欠陥商品ともいうべきものだけに、大阪府議会に続けて市議会での強硬が狙われています。

今、住民投票を急ぐよりもコロナ危機への対応に全力を尽くすべき時であり、大阪府には広域行政の責任を果たすよう岬町からも求めるべきは求め、住民を守るために全力を尽くすよう申し上げて質問を行います。

本日は、前回の一般質問同様、岬町が地方自治体として何ができるのか、また、何をすべきかをお考えいただき、コロナ危機を乗り越えるために、住民、事業者向けの施策のさらなる拡充を求めて質問をいたします。

一つ目の質問は、住民をいかにして感染から守るかという問題です。

コロナウイルス感染は、7、8月の感染のピークは過ぎたと言われております。しかしながら、大阪では4月の1日当たりの新規陽性者数では最多となったのが9日の92人だったのに対し、8月7日には255人と2.5倍を超える大きな数となり、重症者が全国最大数を示す深刻な状況となっております。

岬町においても、累計3人の感染者が確認されたところであります。今後、季節性インフルエンザの流行の時期を迎えることもあり、今、感染の拡大を抑え込めるかどうかの分かれ道にあることを強く自覚することが必要です。

新規陽性者数が減少した5月以降、検査数も減少に転じ、陽性者の把握が遅れてしまったために今回の感染が再燃しました。この誤りを決して繰り返してはなりません。今、検査体制を抜本的に強化し、感染の拡大を抑え込む必要があると考えます。

感染の再拡大を起こさないためには、新規陽性者が減少しているこの時期に検査数を減らすのではなく、抜本的に増やし、無症状の感染者も含めて把握をし、隔離、保護、治療して感染を抑え込むことが必要であることを改めて強調したいと思っております。

検査体制についてお尋ねをいたします。

検査体制については少しずつ改善しておりますが、未だにコロナウイルス感染の疑いのある方が検査を受けられないという実態があります。

保健所に電話しても、「濃厚接触が無ければかかりつけ医に」と言われ、かかりつけ医では「発熱がある場合は受診できない」と言われる、いわゆるたらい回しの状況が残されています。

この点では、大阪府が一定の改善の方針を示しているようでありますので、この場でご説明をいただきたいと思っております。

現在の検査体制の状況と今後の改善方向についてご説明をいただきたいと思っております。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

大阪府の感染症に対する取組み状況につきましては、大阪府下においてPCR検査の1日当たり3,500検体を目指して取り組んでおります。

現在、1日当たり検査採取可能数が2,500人分、検査可能件数が3,000人分程度まで拡充されております。

PCR検査は、当初、大阪府保健所を介して検査の受診調整が行われていましたが、地域の医療機関から直接検査受診ができる地域外来検査センターが設置され、速やかに検査を必要とする患者さんが受診できる体制となってきました。

大阪府下において8月末までに16か所設置されており、保健所圏域ごとに1か所以上の設置を目指して近々泉佐野保健所圏域に1か所を設置、そのほかにも2か所の医療機関が検討中と聞いております。

また、患者を診察する帰国者接触者外来に準ずる医療機関を泉佐野保健所管内に四つの医療機関が実施され、あとは四つの医療機関が現在準備中とのことでした。

発熱や咳など、コロナウイルス感染の疑いのある患者の診療については一般診療所では困難な状況がある中、帰国者接触者外来が増えることで検査を必要とする住民が安心して受診できることになると考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 再度確認をするのですが、現在、何か所でPCR検査ができて、9月以降、9月の初旬から増えるということもあるようですけれども、何か所に増える計画が具体的にあるのか、その数をもう一度お示しいただきたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 今現在、行政検査ということで、泉佐野保健所において実施されております。

また、検査センターということで、泉佐野市にある医療機関が1か所。

また、阪南市にある病院が1か所。泉南市にある病院が1か所。あと、現在、泉州南部初期急病センターにおいて休日診療において疑いのある患者さんについては検査が実施されると聞いております。

今後、泉佐野保健所の帰国者接触者外来に準ずる医療ということで3病院と1診療所が実施されると聞いております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 医療機関、検査実施機関と言いますか、検査が実施できる場所について改めてお尋ねいたしました。

現在のところは、泉佐野の保健所管内でいきますと5か所ということだと、行政検査については5か所ということだと思います。

それから、9月以降、順次増やしていく方向だと聞いていますけれども、今お聞きした数で言いますと、単純に検査を実施する場所だけの問題でいいと思いますと、さらに5か所増えると考えたらいいということだと思います。

そこに加えて、さらに地域の診療所等もPCR検査を実施しようと思えばできるという仕組み

についても今後取り組んでいくということをお聞きしております。その内容について少しご説明をいただくとありがたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

一般診療でPCR検査が実施される、要は大阪府のほうで取り組まれているところでございますが、現状で言いますと、1医療機関に対してそれぞれ契約を結んで実施することになっておりますが、現在、泉佐野泉南医師会が集合契約を結んで、今後、会員がPCR検査を実施する場合はそういった複雑な事務については省略することで診療所でお考えになっている医療機関についてはスムーズに実施することが可能になってくると聞いております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 検査がどうして増えないのかというのは、もう何か月も前からずっと問題視されてきていました。

それで、よく、どこで目詰まりしているのかという話がありましたが、大阪においても、やはり保健所のところで、そこが一つのハードルになってしまって、医療というのはそのように見ざるを得ないと思います。

決して保健所が悪いとか、そんなことを申し上げるつもりは毛頭ありませんが、保健所として仕事を担わせすぎというのが実態にあると思います。

ですので、今、ご紹介をいただいた地域の医療機関、小さな診療所であったとしても、泉佐野泉南医師会に対してPCR検査をしますということを申し出れば、わざわざ大阪府と契約を交わさなくてもPCR検査を実施する場所として認められるということで、それについては保健所を経由しない検査ということになります。

それから、先ほど、新たに追加して5か所とお聞きしましたが、それについても保健所を経由しない検査の場所ということになりますから、こういった場所をどんどん増やしていく必要があると思います。

保健所を介さないで検査を爆発的に増やすということが、今、さらに必要になってくると思っておりますが、実際に岬町の中の小さな医療機関がその検査をうちでもやりますということで手を上げていただけるかどうかという問題は医療機関の側の問題でもありますので、強制は決してできないのですけれども、例えば、うちでやりたいというところがあった場合に、契約を結べばそれでできますという簡単なものではなくて、当然ながら、感染防止の対策をかなりしなければならぬ。そこには必要な経費もかかってくるということもありますので、保健所を介さずに検

査ができる場所を増やすという観点から言いますと、岬町の中で、もしも、集合契約に参加して泉佐野泉南医師会にうちでも検査をやりますというお申出があった場合は、町として何らかの後押しができないのかと思います。

例えば、感染防止の対策のための経費の一部補助をするとか、そういったことをご検討いただくことが今後出てくるかもしれないと思いますので、身近に検査が受けられる場所を広げていくという点で、もしも、そういった医療機関が出てきた場合は、ぜひ、町としても支援に乗り出していただきたいと、この点については要望をしておきたいと思います。

また、検査できる場所が増える、体制が増えるということになりますので、その辺りのことが明らかになってきた場合は、ぜひこれを住民の皆さんにお知らせいただきたいと思うのですね。その点についてはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今後、そういったことでPCR検査が実施される医療機関につきましては、今まで同様、非公表となっております。

具体的な医療機関の公表につきましては把握できておりませんので、できかねると思いますけれども、こういった体制が整ってきているよというような情報につきましては、しっかりと住民の方へ周知する必要があると考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 結構かと思います。

大阪府は素早く情報を公表しないんですよ。

もちろん個人が、例えば感染された個人が特定されるようなことは慎むのは当然だと思うのですが、あまりにも隠しすぎていると私は思うし、市町村と連携をして、町の皆さんを感染から守るということを考えた時に、やはり市町村に対しては必要な情報をきちんと知らせるべきだと思いますし、また、住民の皆さんにも適切に情報を開示するべきだと思います。

今、お答えいただいたとおり、開示できる範囲で検査の体制について拡充をしていっていますというようなこととか、保健所を介さずに検査が受けられる体制が整ってきていますとか、そういったことはぜひ住民の皆さんにお知らせいただきたいと思います。

そのことが住民の皆さんにとっては安心に繋がることになりまして、感染の不安がある場合に、「どうせ電話したってまた受けられないわ」というように思わせない、速やかに検査に結び付けることができると思いますので、ぜひ、周知を丁寧に進めていただきたいと思います。

それから、幾つか提案したいと思います。

この感染をこの時期にしっかりと押さえ込む、そして秋、冬の時期に備えていくということを考えた場合に、一つは、感染の再拡大が起こってきた場合や、感染がたくさん確認されている地域について、いわゆる感染震源地と言われる地域があるわけなのですけれども、大阪の中でもミナミなどはそうであったのかもしれませんが、そういった感染震源地と言われる場所をはっきりとさせて、その地域にお住まいの方や勤務されている方、大規模で網羅的な検査を行うことで感染を抑え込むことが一つは必要だと思います。

それから、二つ目に地域ごとに感染状況を明らかにする。そして、住民にその情報を開示することが必要だと思います。

例えば、現在の大阪府の情報の提供については、自治体ごとですから、岬町であったら岬町、阪南市であったら阪南市というように自治体ごとの検査数も陽性者数も分かりません。

なおかつ、大阪市内になりますと、やはり行政区ごとの感染状況も明らかにされなければ感染震源地が存在しても住民が知ることができず、自ら身を守る行動に結び付けることが困難になりますので、そういう意味で住民に詳細な情報を開示することが必要だと思います。

三つ目に、集団感染によるリスクが高い施設における定期的なPCR検査が必要だと思います。

具体的には、医療機関や介護・福祉施設、学校・幼稚園・保育所などがそういった施設に当たりますけれども、その施設に勤務する職員や出入り業者への定期的な検査を行うことが集団感染の防止に繋がりますので、定期的な施設のPCR検査は必要であるということも主張しておきたいと思っています。

そして四つ目に、陽性者が確認された場合は、速やかに隔離、保護、治療の体制を十分に整えることが必要だということで、今、四つのことを申し上げましたが、これらを行うのは、根本的な責任は国にあるわけですね。

それで、実際に身近な責任というところで行きますと大阪府ということになりますので、ぜひ、今申し上げた四つの角度から、国や大阪府に対して要望をしていただきたいと思っていますけれども、岬町としてはどのようにお考えになるのかお聞かせいただきたいと思っています。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員言われましたように、感染震源地と言われている地域全体、もしくは個々の集団単位、全体に対してPCR等の検査を実施するとなりますと、現在、大阪府が最大1日当たり3,500体を目標としている数では足りず、時間もかかるように考えられます。

大阪府においては、現在の検査体制の中、できる限りの感染症拡大防止の徹底と、さらなる拡充がなされるよう求めていきたいと考えます。

また、検査数や陽性率などの感染状況を市町村別に情報開示するに当たりましては、先ほどもありましたように、住民の行動変容につながると考えますけれども、今現在、大阪府下では検査状況、陽性率や市町村ごとの感染者数が大阪府において公表されている程度でございます。

地域の状況を把握する必要があるとは考えますが、泉佐野保健所管内の検査の状況や陽性率などについて情報を管理する大阪府健康医療部に問い合わせたところ、大阪府としては公表する予定はないとの回答でございました。

各地域の感染状況については、現在のところ、大阪市を除いて格差はないものと考えておりますけれども、本町としましては、大阪府が公表している情報をもとに対策を実施しているところで、大阪府泉佐野保健所に対してはこの管内における感染症対策について市町村への情報提供及び助言、協力を引き続き求めてまいりたいと思います。

あと、リスクの高い施設における定期的な検査につきましては、議員おっしゃいましたとおり、6月中旬以降、大阪府の状況では、最初20才代、30才代の若者が70%を占めていましたが、8月初旬から20才代、30才代の検査陽性率者数が減少に転じている一方、60歳以上の高齢者の検査陽性者が増加し続けている状況です。

その要因の一つに、複数の施設内感染が挙げられ、施設内感染予防対策にも十分に取組む必要があると思います。

このような状況の中、全国町村会から国に対して、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染が疑われる職員を初め、当該事業所等の関係者が優先的にPCR検査が受けられるよう、検査体制を整備することについて要望をしたところでございます。

引き続き、大阪府町村長会から大阪府に対してPCR等検査体制の充実により一層努力されるよう要望してまいりたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 検査体制が大阪府はやはり足りないと思直に思います。

おっしゃられるように、最大3,500の検体、1日当たりを目指すということでもありますけれども、そこにとどまっていたら、先ほどご答弁なさったように、集団的なビジュアル検査に足りないわけですね。

ですので、やはり大阪府に対しては、検体の数、検査の数を少なくとも3倍、5倍というよう

な数に増やしていただく必要があると思いますので、それをぜひ申し入れていただきたいと思います。

朝、町長が身近に検査が受けられるようにということで要望活動を行っていただいたということもお聞きしたところでありますので、まずは検査の数を増やすというところを、ぜひ強く要望していただきたいと思います。

検査の数や、また行政検査の対象については、やはり国民の声を受けて徐々に前向きに進んでいっておりますので、ぜひ、地方からもしっかりと声を上げていただきたいと思います。

それから、情報の問題ですが、大阪府はなかなか開示しないという傾向が強いということと、それから、情報を集めることや、それをまた分析することには人手が要りますので、そういう点でも困難があるのかとは思いますが、岬町の住民としては、町外へ出かけて行って感染してしまう、そして持ち帰ってしまうという可能性が高いというように思うのですね、大阪市内に住んでいる方と比べて。

ですので、やはり情報については、しっかりと開示をしていただくように求めていると改めて要望しておきたいと思います。

二つ目の質問に移りたいと思います。

国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険の保険料におけるコロナ減免制度が創設され、実際に運用も始まっております。

この制度は、昨年と比較してコロナの影響で今年の所得が3割以上減少する見込みがある場合、最大、今年度の保険料が全額免除になるという画期的な制度であります。

この制度を対象になる方々に漏れなく利用していただいて、救済に結びつける努力が必要だと考えております。

そのために、制度の再徹底と申請の簡素化が必要ではないかと考えるものでありますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 質問にお答えをさせていただきます。

今、議員紹介していただきましたコロナ減免の制度につきましては、国民健康保険、また介護保険、後期高齢者医療の保険料における制度となっております、この制度の周知につきましては、保険料の決定通知と併せて周知のチラシを同封させていただいたところでございます。

現在、国民健康保険につきましては22世帯の申請がございまして、介護保険につきましては5人分、ただ、後期高齢者医療につきましては0人という状況ではありますけれども、機会を通

じて周知のほう取り組んでいく必要があると考えております。

また、申請書につきましては、国保、介護、後期高齢者医療、まちまちになっているところではございますけれども、そちらについても十分検討していく中で被保険者に対して分かりやすく記入しやすい様式にしていかなければならないと考えておまして、今後、検討していきたいと思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 一度この制度は確かに周知はなされているのですよ。

私も自分のところに届いた国保の、あれは、今年いくら支払ってくださいという納付書と一緒にお手紙をつぶさに読ませていただきましたけれども、もう少し何と言うか、分かりやすく書いてくれたら嬉しかったなど。

でも、どうしても仕方がないのですよね。紙の大きさの中に、いっぱい色々な情報を入れたいものですから仕方がないとは思いますが。

まずはコロナの減免制度がありますよという、それをお知らせしていただいたということは非常に評価できると思うのです。

しかしながら、説明としてはあの時の周知は非常に簡単なものでしたよね。ですので、事あるごとに周知を強めていただきたいと思います。

それから、もう一つ、申請の簡素化の問題について、分かりやすく記入しやすい方法についてご検討いただくということで、それは非常に結構なお答えだ現時点では受け止めております。

制度というのは、制度そのものがまず良いかどうかということが一つと、それから、もう一つは申込み、申請が行い易いかどうか、この二つが非常に新しい制度においては大事だと思うのですね。

その点で、岬町の例えばですが、国民健康保険料のコロナ減免に係わる申請書なのですが、こんな具合に字を書くところがいっぱいあるのです。そして、なおかつ数字もいっぱい書かないといけません。

収入の種類、どの収入が減ったのですか、お給料ですか、事業収入ですかとかいう種類を書くところがありまして。去年、収入幾らですか。今年、収入は幾らぐらいになりそうですか。控除額は幾らですか。去年と今年、どれだけ減少しましたか、何%。

これは、私が見ても、控除額の辺りで挫折しそうな感じになるのですよ。

ですので、ぜひ記入するものをできるだけ少なく、書き込む気になるようなものをご検討いただきたいと思います。

その点で参考になるのは、大阪市の申請書です。これは、非常に書き込むところが少ない。

まず、10分の3以上減少することが見込まれる収入、あなたはどれですか。給与収入ですか、事業収入ですか、不動産収入ですか、山林収入ですか。その種類に丸を付けるのです。

それで、前年の収入額はいくらですか、今年の収入額見込額はいくらですか。

さらに、今年の収入の見込額の計算の仕方が非常に簡易なものに工夫されています。

持続化給付金は皆さんご存知だと思いますが、収入が減った1か月掛ける12か月をすることで今年度の見込みの収入という計算をするというやり方をしますよね。

これと同じやり方をして、非常に申請し易いものになっています。

申請したら、そのままイコール審査が通るというわけではありません。

これは、別にいっぱい書こうが、少ししか書かなくても、それは一緒なのですよ。

だけれど、結局は当てはまるかどうかについては聞き取りも含めて丁寧に行われるでしょうから、岬町の場合は特に。

ですから、申請そのものはハードルをぜひ低くしていただきたいというように思います。

これから更にご検討されるようでありますので、ぜひ、他の申請し易い申請書も参考にさせていただいてご検討をいただきたいと思います。

それから、もう1点、この制度に関わって、私は制度における矛盾があると思っています。

というのは、この制度は、先ほど3割以上所得が減った場合は最大で保険料が全額免除になるとお伝えをしました。

それで、その中で、この制度が使えない人というのがいるのですよ。

どういう方かというと、例えば事業をされている方などで、赤字ですと。

要するに、所得がゼロ以下という方については、非常に収入としては少ない、実際上は赤字となっているにも関わらず、全額免除にならないという。これ、少し中身についてこの場で説明していると非常にややこしくなってしまうので細くは説明しませんが、この点については、この制度は国が作った仕組みですから、ぜひ国に対して、所得が例えば1万円ある方が全額免除になる可能性があるのに、0円以下の所得の人がそうならない、減額されない、減額の割合が少なくなる、これは制度上おかしいと単純に思いますので、この点については国に対してぜひ、地方から声を出していただきたいと思います。

時間の関係がありますので要望にとどめておきたいと思います。

3点目に移ります。事業者支援金について私からもお尋ねしたいと思います。

午前中、谷崎議員から事業者支援金についてお尋ねがあったところであります。

その中で、町長は前向きなご回答であったと私は受け止めております。見直しを検討するというものであります。

その内容について、相談状況について私からもお尋ねしておきたいと思っております。

午前中の質疑で、実際の申請は27件であったということは確認をいたしました。

窓口となっている商工会への相談などで、岬町が今回掲げた事業者支援金制度の要件に当てはまらずに利用ができなかったと考えられる事業者は何件ぐらいあるのかお答えください。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えします。

岬町事業者支援金の申請件数につきましてですが、これは29件でございます。そのうち、支給した件数が27件となっております。

支給されなかった2件につきましては、いずれも売上げ減少額が20万円未満であるなどの理由で不交付となったものでございます。

また、本事業を委託した岬町商工会に売上げ減少額が影響して対象外とされた事業者について確認を行いましたところ、電話による問合せも含め、20事業者程度あったと聞き及んでおります。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は事業者支援金制度、6月議会で提案をされましたけれども、その時に、この制度は本当に思い切った取組みで、非常に高く評価できると思いましたが、そのように申し上げたところであります。

というのは、減少の割合を1%から要件に入れたということが非常に評価できると思いましたが。

他の自治体は大体2割や3割というところが多いですから、非常に思い切った、本当に救済しようとしているという、その意欲を感じるものだと思います。

ただ、20万円未満って、どうして20万円なのというのは質問もしたところですけども、これが一つのハードルになってしまっている。

午前中の谷崎議員の主張も、零細事業者が対象にならないのではないかと、私は本当にそう思います。

小さいけれど、この岬町の中で踏ん張って事業をしてくださっている、そういった方々がコロナの影響を受けて大変な状況に追い込まれている、そういった事業者を全て救済したいというように岬町としてもお考えではないかと思っております。

事業費としても、午前中の話からいっても、予算として6,000万円以上不用額として残っ

ているということかと思しますので、ぜひこれは、ハードルをできるだけ低くしていただきたい。

私は、この売上げの減少額は設ける必要はないと思っています。国の制度も、額は設けていないのです。50%以上の減少ということで非常にハードルが高いのですけれども、割合だけで金額は求めていません。

ですので、ぜひ岬町でも金額についても緩やかな形をご検討いただきたいと思ひますし、実施期間についても、長く期間を設けていただきたいと思ひます。

さらに、今回、フリーランスの方で扶養関係がハードルになって、こういった制度を受けられないという状況があるようでありますので、国や府の制度から外れたコロナ禍を受けている事業所を全て救済するという立場に立って、ぜひ前向きで柔軟な見直しをご検討いただきたいと要望しておきたいと思ひます。

4点目の質問を行います。教育分野に関わってお尋ねしたいと思ひます。

感染を防止して、一人ひとりに目が行き届く教育のために、1クラス20人程度の少人数学級制度を実現するべきではないかという立場で質問をいたします。

コロナ危機の下で子どもたちは感染への不安や学びの格差など、深刻な状況に置かれています。

2月末の一律休校の要請から3か月あまり、子どもたちは学校に通うことができず、学ぶことも友だちとのびのび遊ぶこともできずストレスが積もり重なっています。

学校が再開されてから初めの2週間程度は1クラスを半分に分割した分散登校が行われ、1クラスに20人程度のゆとりのある環境でした。

しかし、その後、通常学級に戻っており、1クラスに40人では感染のリスクが避けられず、先生方も子どもたち一人ひとりに目が行き届きません。

学力の遅れを取り戻すために、1日の授業時間は長く、夏休みは短くなり、子どもたちへの特別なケアが必要な時だと考えております。

子どもたちにとって、分散登校の期間は丁寧に先生に接してもらうことができた期間でもありました。

今、この分散登校の期間を経験して、少人数学級のいわゆる社会実験のようなことが行われたと考えられます。

そのことを通じて、改めて少人数学級の重要性が認識されております。

少人数学級の効果は様々立証されておりますが、教育委員会としてはどのように少人数学級編成についての効果をお考えになられているかお答えをいただきたいと思ひます。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大を受けて、4月には国から緊急事態宣言が発出され、大阪府から教育活動を停止する要請がありました。

その後、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、臨時休校期間が延長され、6月1日より教育活動を再開したところであります。

6月1日からの教育活動再開にあたっては、大阪府からガイドラインが示され、6月1日から6月12日まではスタートアップ期間とし、一教室当たりの人数を20人程度とした分散短縮授業を実施し、6月15日から本格再開し、現在は通常授業を行っているところであります。

公立学校の学級編制及び教職員定数については法令で定められており、小学校1年生は35人編成、その他の学年は40人編成となっておりますが、小学校2年生につきましては、大阪府基準で35人編成となっております。

町内の小中学校におきましては国府基準で学級編成しておりますが、深日小学校、多奈川小学校におきましては、各学年1クラスで1学級20人以下となっております。

教職員の定数については学級数に応じて定められており、町内の小中学校に府費負担教職員を配置しているところであります。

現在、淡輪小学校と岬中学校では、少人数加配教員を配置し、小学校では算数、中学校では数学、国語の授業において少人数での分割指導を行っております。

地域や学校の実情に応じ、各市町村教育委員会が弾力的に学級編成を行うことは可能ですが、市町村独自で基準を下回る少人数学級を実施する場合、設置者である市町村の負担により任用することになり、多額の財政負担が生じてきます。

また、学級数が増えることに伴い普通教室を確保する必要があるなど、施設面での課題があり、現時点では少人数学級編成は難しい状況にあります。

現在、大阪府市町村会を通じ35人学級編成の早期実現について国に要望しているところであります。

引き続き、少人数学級編成の実現に向けて要望してまいりたいと考えております。

少人数学級のメリットですけれども、一人ひとりに目が行き届き、きめ細やかな指導ができる。支援が必要な子どもに対して教員がより早く気づき、適切に対処することができる。

また、児童が発言する機会が増えるなどメリットが幾つかあるというふうに考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 びっくりしました。

少人数学級の効果をどう考えているのかと聞いたら最後に答えてくれました。

少人数学級編成の効果については、様々な結果が示されております。

文部科学省の中でも調査が行われておりますし、それは実際に、日本の中でというのは変なのですけども、少人数学級制度、そういう編成が行われている学校でアンケートを行った結果が示されたりもしております。

お答えになったとおり、きめ細やかな対応ができることや、やはり学習効果も高いということも確認をされておりますので、この少人数学級編成に移行していくべきであると考えられるものであります。

それで、先ほど、淡輪小学校と岬中学校で少人数の学習というか、指導が行われるように、教科によって加配教員が配置されているというご報告もありました。

それは結構なのですが、やはり、少人数指導に勝るものが少人数学級編成なのですよ。これは、もう明らかになっていることでもありますから、ぜひ、その方向で岬町としても取組みを進めていただきたいと思いますが、おっしゃられるとおり、学級編成については法令で定められているところであります。

それを超えて実施することもできるけれど、そうなったら、岬町が教員を独自に雇わなければならぬという問題がございます。

その点で言いますと、この法令そのものの見直しとなるかどうか、今後の行方によるところでありますが、国のほうでも少人数学級編成について、この間、非常に前向きな変化が起こっていると認識しております。

その内容についてご紹介をいただけますでしょうか。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス対策をめぐる学校関係者との意見交換の中で、文部科学大臣が、児童生徒の社会的な距離を確保するための少人数学級などを検討する考えを示したこと。また、教員増や施設改修に一定の時間を必要としながらも、やるとなればスピード感を変えて、しっかりと前に進みたいと文部科学大臣が発言したと聞いております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これは本当に大きな転換なんですね。

これまで少人数学級制度についてその効果を認めつつ、なかなか大胆には踏み込まないできたというのが国の在り方ではありますが、萩生田文部科学大臣は、この間、非常に前向きなお考えを

お示しです。スピード感を持ってやっていきたいということも確かに仰られていて、来年度予算から順次をつけることを考えていきたいというような踏み込んだ発言までしているということになっておりますので、首相が代わることでこの流れは変わらないと私は思うのですね。

ですので、こういった流れになってきた場合は、ぜひ岬町でもその実現のために、子どもたちのために尽力をいただきたいと主張しておきたいと思います。

最後になりますが、猛暑と厳しい残暑の中、酷暑と言うべきですけれども、学校の体育館へのエアコンの設置が急がれると考える問題について質問をいたします。

体育館へのエアコン設置は過去にも求め、私以外の議員からも質問があったところではありますが、この夏の異常な酷暑を受けて設置の計画が急がれると考えられます。

熱中症から子どもたちを守る点からも、体育の授業を安全に計画的に実施するためにも、また学校体育館が災害時の避難所にもなることから早急な具体化、検討を進めるべきと考えますがいかがかお考えをお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

本町の小中学校の普通、特別教室におきましてはエアコンを設置済みではありますが、体育館につきましてはまだ設置されていない状況にあります。

全国的にも、普通、特別教室の設置率は高まっておりますが、体育館のエアコン設置状況につきましては、まだ低い状況にあります。

しかしながら、体育館へのエアコン設置の動きは少しずつではありますが大阪府内でも出てきており、近年の猛暑による健康被害防止を図ることは重要であると認識しております。

体育館のエアコンの設置につきましては、これまでに坂原議員からも質問があり、また岬町強靱化地域計画におきましても避難所として体育館へのエアコン設置を位置づけていることから、町長より教育委員会に対し、体育館へのエアコン設置について検討するよう指示があり、現在、調査検討を進めているところであります。

体育館に空調機器を設置するに当たっては設置工事費等高額な費用が必要となってきます。先進自治体を調査したところ、LPガス方式でエアコンを設置している団体が多く、本町においてもLPガス方式で検討を進めているところであります。

体育館にエアコンを設置するに当たっては、町単独の費用で設置することは困難であり、国の補助金等を活用する必要があります。

引き続き、国の補助金等の調査を行うとともに、体育館へのエアコン設置に当たり財政当局と

も協議を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 以前お聞きした時から検討を進めていただいているようでありまして、かなり具体的に色々な調査をされているという印象も受けました。

そして、また町長からも体育館へのエアコン設置について指示があったということでもありますから、一刻も早く設置へ結び付けられますように、引き続き調査検討、また具体化を進めていただきたいと思えます。

以上をもちまして私の質問は終わりますが、コロナ感染から住民を守り、住民事業者がコロナ危機を乗り越えられるように、岬町として主体的に力を尽くすよう求めて質問を終わります。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は明日、9月2日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

長時間ご苦勞様でございました。

(午後 4時47分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年9月1日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 和 田 勝 弘